

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年11月17日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	酒井 隆
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るファン ドの名称】	世界債券ファンド
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

世界債券ファンド

(以下「当ファンド」といいます。)

ただし、愛称として「ドリームハーモニー」という名称を用いることがあります。

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

また、当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

注：電話番号はコールセンターのものです（以下同じ）。

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

### （５）【申込手数料】

申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が課せられます。

申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

**( 6 ) 【 申込単位 】**

申込単位は各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」による取得申込が可能です。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。なお、「分配金再投資コース」を選択されたお申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。

申込単位および取扱コースについては、販売会社にお問い合わせください。

当初元本は1口当たり1円です。

**( 7 ) 【 申込期間 】**

2020年11月18日から2021年5月14日まで

申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

**( 8 ) 【 申込取扱場所 】**

当ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

**( 9 ) 【 払込期日 】**

取得申込代金は、販売会社が定める期日までに、販売会社にお支払いいただきます。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、アセットマネジメントOne株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を經由して、みずほ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払い込まれます。

**( 10 ) 【 払込取扱場所 】**

取得申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

**( 11 ) 【 振替機関に関する事項 】**

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

( 1 2 ) 【その他】

投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託振替制度(以下「振替制度」といいます。)においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

「先進国投資適格債券マザーファンド」の受益証券および「新興国現地通貨建債券マザーファンド」の受益証券(以下、各々を「マザーファンド受益証券」といいます。)への投資を通じて、日本を除く世界各国(新興国を含みます。)の公社債に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

##### <ファンドの特色>

世界の先進国および新興国の公社債に分散投資を行います。

投資にあたっては、各マザーファンドへの投資配分が、基本配分比率(先進国投資適格債券マザーファンド受益証券70%、新興国現地通貨建債券マザーファンド受益証券30%)となるよう投資を行い、収益機会の拡大を図りつつ安定した投資成果の獲得を目指します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー(以下「ルーミス・セイレス社」と称する場合があります。)がグローバルな調査力を駆使してマザーファンドの運用を行います。

なお、ルーミス・セイレス社は、「新興国現地通貨建債券マザーファンド」において、その委託を受けた運用の指図に関する権限の一部(債券等の取引執行の一部)を、子会社であるルーミス・セイレス・インベストメンツ・アジア・ピー・ティー・イー・リミテッド(以下「ルーミス・アジア社」と称する場合があります。)に再委託します。

毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、利子収入相当分を中心に、安定した収益分配を目指します。

「原則として、安定した収益分配を継続的に行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

1兆円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

## &lt; 商品分類 &gt;

## ・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## ・商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## &lt; 属性区分 &gt;

## ・属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
債券 一般	年2回	(日本を除く) <sup>2</sup>	ファンド・オブ・ファンズ
公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年4回	日本	為替ヘッジ <sup>3</sup>
不動産投信	年6回 (隔月)	北米	
その他資産	年12回 (毎月)	欧州	あり ( )
(投資信託証券) <sup>1</sup>	日々	アジア	
資産複合 ( )	その他 ( )	オセアニア	なし
資産配分固定型		中南米	
資産配分変更型		アフリカ	
		中近東 (中東)	
		エマージング <sup>2</sup>	

1 当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・一般」です。

2 当ファンドは、組入れ資産による主たる投資収益が日本を除く世界の主要先進国およびエマージング地域の資産を源泉とし、目論見書または約款において、その基本的な投資割合が明示されています。

3 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

その他資産 (投資信託証券)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
債券・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として債券に投資する旨の記載があるもので、公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。 当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券に投資を行います。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（日本を除く）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が、日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
エマージング	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注1）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注2）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（注3）当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

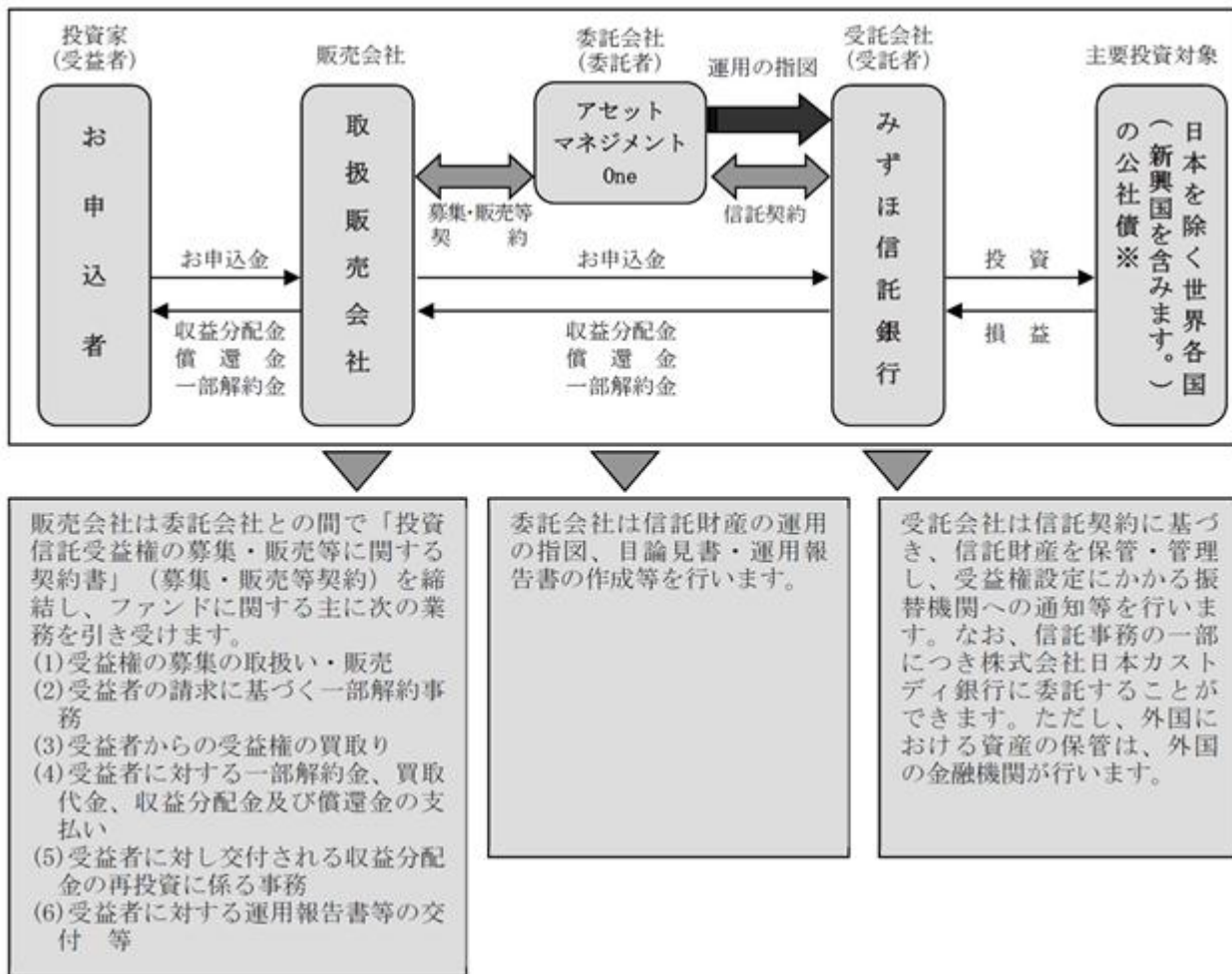
（2）【ファンドの沿革】

2008年3月28日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

2016年10月1日 ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継

## (3) 【ファンドの仕組み】

## 当ファンドの運営の仕組み



主要投資対象である日本を除く世界各国の公社債には、主として、先進国投資適格債券マザーファンドおよび新興国現地通貨建債券マザーファンドを通じて投資を行います。

委託会社は、各マザーファンドについて、ルーミス・セイレス社に、円の余資運用以外の運用の指図に関する権限を委託します。なお、ルーミス・セイレス社は、「新興国現地通貨建債券マザーファンド」において、その委託を受けた運用の指図に関する権限の一部（債券等の取引執行の一部）を、子会社であるルーミス・アジア社に再委託します。

ルーミス・セイレス社（投資顧問会社）は、委託会社との間の「証券投資信託の信託財産運用権限委託に関する契約〔先進国投資適格債券マザーファンド〕」および「証券投資信託の信託財産運用権限委託に関する契約〔新興国現地通貨建債券マザーファンド〕」（以下「外部委託契約」といいます。）に基づき、当ファンドが主要投資対象とする各マザーファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）の委託を受けて、投資判断および発注等を行います。



## ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは「先進国投資適格債券マザーファンド」および「新興国現地通貨建債券マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

## ファミリーファンド方式



ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

## 委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

## 資本金の額

20億円（2020年8月31日現在）

## 委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

## 大株主の状況

(2020年8月31日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 <sup>1</sup>	70.0% <sup>2</sup>
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% <sup>2</sup>

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

#### 運用方法

##### 1. 主要投資対象

先進国投資適格債券マザーファンド受益証券および新興国現地通貨建債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

##### 2. 投資態度

a. 主として、各マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国（新興国を含みます。）の公社債に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

b. 主要投資対象とするマザーファンド受益証券については、日本を除く先進国における投資適格債券を主要投資対象とする「先進国投資適格債券マザーファンド」および新興国における現地通貨建債券を主要投資対象とする「新興国現地通貨建債券マザーファンド」の各受益証券とします。

投資適格債券（投資適格債と称する場合があります。）とは、BBB格相当（S&Pグローバル・レーティング（S&P社）によるBBB - 格、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's社）によるBaa3格もしくはフィッチ・レーティングス（フィッチ社）によるBBB - 格）以上の格付けを得ている公社債をいいます。

c. 各マザーファンド受益証券への基本投資配分は、原則として、先進国投資適格債券マザーファンド受益証券70%、新興国現地通貨建債券マザーファンド受益証券30%とします。

d. マザーファンド受益証券への投資比率は、高位を維持することを基本とします。

e. 実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、為替ヘッジを行うことがあります。

f. 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

当ファンドにおいて先進国とは、国内経済が発展していると委託会社が判断する国・地域（例えば、北米、西欧諸国など）をいい、新興国とは、国内経済が成長過程にあると委託会社が判断する国・地域（例えば、中南米、東南アジア、東欧諸国など）をいいます。（以下同じ。）
--

## 《主要投資対象国》



ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合（日本円除く）インデックスおよびJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドの構成国を基に委託会社が先進国または新興国と判断する国の一部を記載しています。

上記に記載した国は、当ファンドへの組入れを保証するものではありません。また、上記以外の国を投資対象とすることがあります。

## (参考) 公社債の格付けと当ファンドの投資対象のイメージ

利回り ↑ 低い ↓ 高い	格付け (信用力) ↑ 高い ↓ 低い	S & P 社		Moody's社		フィッチ社		投資対象(イメージ)
		AAA	AA+	Aaa	Aa1	AAA	AA+	
AA	AA	Aa	Aa2	AA	AA			
	AA-		Aa3		AA-			
A	A+	A	A1	A	A+			
	A		A2		A			
	A-		A3		A-			
BBB	BBB+	Baa	Baa1	BBB	BBB+			
	BBB		Baa2		BBB			
	BBB-		Baa3		BBB-			
BB	BB+	Ba	Ba1	BB	BB+			
	BB		Ba2		BB			
	BB-		Ba3		BB-			
B	B+	B	B1	B	B+			
	B		B2		B			
	B-		B3		B-			
CCC	CCC+	Caa	Caa1	CCC	CCC+			
	CCC		Caa2		CCC			
	CCC-		Caa3		CCC-			
CC		Ca		CC				
C		C		C				
D				RD				
				D				
						新興国の 現地通貨 建債券		

## (格付けとは？)

公社債の元本、利息の支払いの確実性の度合いを示すもので、格付け会社（S & P社、Moody's社、フィッチ社など）等によって格付けがなされています。S & P社やフィッチ社は「AA」から「CCC」までの格付けに「+」、「-」という記号を付加し、各カテゴリー内での相対的な強さを表わしており、また、「+」と「-」の間に位置し、記号の付加のないものを「フラット」と称します。

## ファンドの投資プロセス

### （１）各マザーファンドへの投資配分比率

各マザーファンドへの投資配分が、以下の基本配分比率となるよう投資を行い、収益機会の拡大を図りつつ安定した投資成果の獲得を目指します。

マザーファンド	主要投資対象	基本配分比率
先進国投資適格債券マザーファンド	日本を除く先進国の公社債 （投資適格債券）	70%
新興国現地通貨建債券マザーファンド	新興国の公社債（現地通貨建債券）	30%

追加設定・解約など当ファンドにおける資金事情および各マザーファンドを通じて投資を行う各投資対象資産の市況動向等によっては、上記の基本配分比率に沿った運用ができない場合があります。

基本配分比率へのリバランスは随時行います。

### （２）各マザーファンドの投資プロセス

1. 「先進国投資適格債券マザーファンド」および「新興国現地通貨建債券マザーファンド」において、委託会社から円の余資運用以外の運用の指図に関する権限の委託を受けた、ルーミス・セイレス社は、グローバルな調査力を駆使して、以下のプロセスのもとで公社債等への投資を行います。なお、ルーミス・セイレス社は、「新興国現地通貨建債券マザーファンド」において、その委託を受けた運用の指図に関する権限の一部（債券等の取引執行の一部）を、子会社であるルーミス・アジア社に再委託します。



- a. マクロ経済動向に関する分析を行い、債券市場の収益見通しに対する方向性を捉えます。さらに、債券市場の収益見通しのシナリオ分析が行われ、トップダウンによる投資戦略を検討します。
- b. 投資適格債、高利回り債などの各種債券のセクターに関する評価・分析を行います。ここでは、収益およびリスクに関する見通しだけでなく、具体的な個別銘柄の推奨とともに、デュ

レーション、通貨に対する目標などを示し、運用戦略の基本方針を策定し、投資アイデア(銘柄選択、運用戦略)を創出します。

c. 投資アイデアについて、ファンドの運用目標、債券市場全体の投資環境等と照らしたうえで、ファンドの運用方針を決定し、ポートフォリオを構築します。

d. なお、ポートフォリオの構築にあたっては、各国のファンダメンタルズ分析(金利および為替予測を含みます。)に基づき、国別・通貨別投資配分比率を決定し、個別銘柄分析により組入銘柄の選択を行います。

#### (銘柄選択の方針)

ルーミス・セイレス社は独自に格付けを行うとともに、格付け会社の格付け変更を予測します。これによって、将来格付けの引き上げが期待できる銘柄や発行体の業界環境、個別銘柄間の利回り格差から割安と判断される銘柄等への投資を行います。

上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

2. 円の余資運用にあたっては、委託会社が適宜、わが国の短期金融商品への投資を行い、効率的な資産運用に努めます。

## (2) 【投資対象】

### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - a. 有価証券
  - b. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限りません。)
  - c. 金銭債権
  - d. 約束手形(a.に掲げるものに該当するものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - a. 為替手形

### 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、下記1.および2.のアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託の受益証券ならびに下記3.から18.までの有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 先進国投資適格債券マザーファンド受益証券
2. 新興国現地通貨建債券マザーファンド受益証券
3. 国債証券
4. 地方債証券
5. 特別の法律により法人が発行する債券

6. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)に限りません。)
7. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
8. 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)の行使、株主割当または社債権者割当により取得した株券
9. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
10. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から9. の証券または証書の性質を有するもの
11. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
12. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
13. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
16. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
18. 外国の者に対する権利で17.の有価証券の性質を有するもの  
なお、3. から7. までの証券および10. の証券または証書のうち3. から7. までの証券の性質を有するものならびに12. の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、8. の証券および10. の証券または証書のうち8. の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、11. の証券および12. の証券(投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

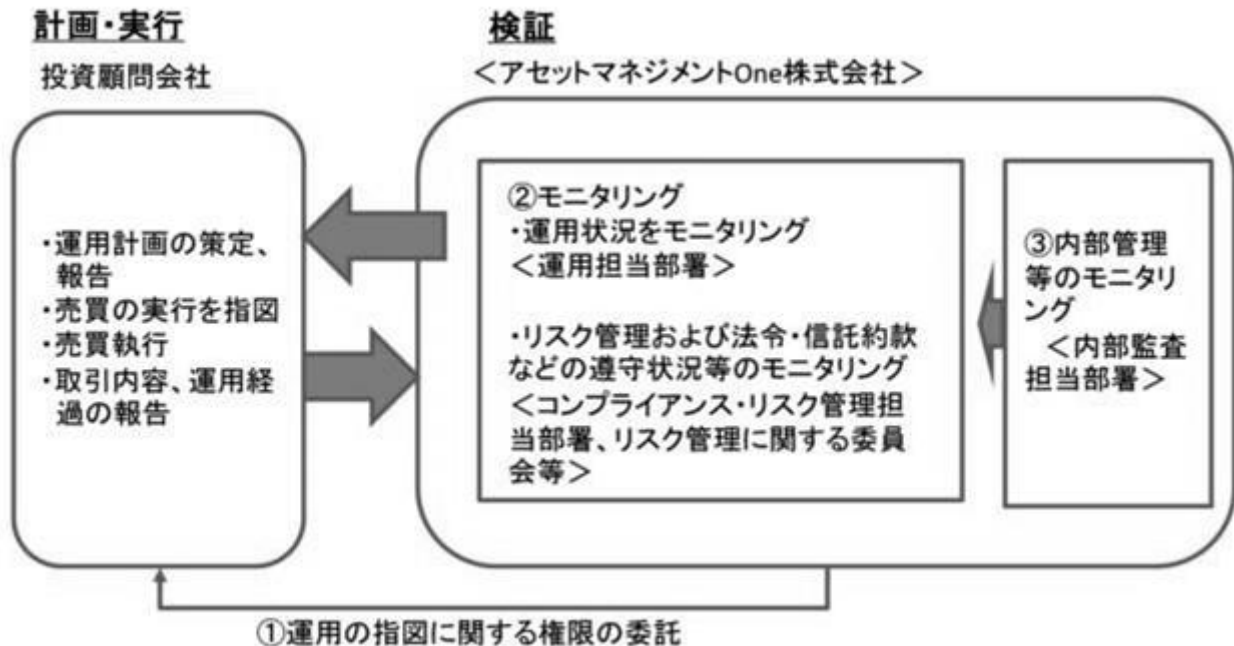
委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。また、 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

## 6．外国の者に対する権利で5．の権利の性質を有するもの

## (3) 【運用体制】

## a．ファンドの運用体制



## 運用の指図に関する権限の委託

当ファンドが主要投資対象とする「先進国投資適格債券マザーファンド」および「新興国現地通貨建債券マザーファンド」は、ルーミス・セイレス社に円の余資運用以外の運用の指図に関する権限を委託します。なお、ルーミス・セイレス社は、「新興国現地通貨建債券マザーファンド」において、その委託を受けた運用の指図に関する権限の一部（債券等の取引執行の一部）を、子会社であるルーミス・アジア社に再委託します。

ルーミス・セイレス社は外部委託契約に基づいて運用計画を策定・報告し、運用指図および売買執行・管理を行います。

## モニタリング

委託会社では、各運用担当者が運用の委託先である投資顧問会社の運用状況をモニタリングし、必要に応じて対応を指示します。

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

## 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社・投資顧問会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

また、投資顧問会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者との面談を含めた、委託継続にかかる点検（デューデリジェンス）を定期的に行います。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は2020年8月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

[ ルーミス・セイレス社の運用体制 ]

当ファンドが主要投資対象とする「先進国投資適格債券マザーファンド」および「新興国現地通貨建債券マザーファンド」において、委託会社から円の余資運用以外の運用の指図に関する権限の委託を受け、ルーミス・セイレス社が以下の体制において信託財産の運用の指図について意思決定を行います。なお、ルーミス・セイレス社は、「新興国現地通貨建債券マザーファンド」において、その委託を受けた運用の指図に関する権限の一部（債券等の取引執行の一部）を、子会社であるルーミス・アジア社に再委託します。

< ルーミス・セイレス社における債券の運用体制 >





ルーミス・セイレス社の内部管理およびファンドに係る意思決定については、ルーミス・セイレス社の内部監査委員会(2020年6月末現在7名)が中心となって、業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

#### (参考)ルーミス・セイレス社の概要

ルーミス・セイレス社は、1926年にアナリストにより設立された米国で最も歴史ある資産運用会社の一社で、ボストンを拠点に、年金を含む大手機関投資家、投資信託、富裕層の個人投資家を対象として資産運用サービスを提供しており、公社債による運用を中心に、約3,109億米ドルの総運用資産を有します。(2020年6月末現在)

ルーミス・セイレス社においては、株式、オルタナティブなどを含め広範な運用資産を有していますが、債券運用はそのうち中核を占めています。同社の債券運用プロセスを端的に表現すれば、債券調査を中核とする個別銘柄選定に基づくポートフォリオ構築です。公社債の格付けの分野においては、ムーディーズ・インベスターズ・サービスに次いで全米で2番目に古い独自の格付けシステムを有し、当該システムによる格付け変更予測等に基づいた銘柄選択に定評があります。

\*ルーミス・アジア社は、ルーミス・セイレス社のシンガポール現地法人です。

#### (4)【分配方針】

##### 収益分配方針

第3期以降の毎決算期末(原則として毎月15日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。
2. 分配金額は、上記の分配対象収益の範囲のうち、原則として利子収入相当分を中心に安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、委託会社が基準価額の水準や市況動向等を勘案して決定するものとします。
3. 売買益(評価益を含みます。)等については、原則として毎年2月、5月、8月および11月の決算時に分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合、または、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案したうえで、分配を見送る場合があります。
4. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

「原則として、安定した収益分配を継続的に行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

##### 収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

## 収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



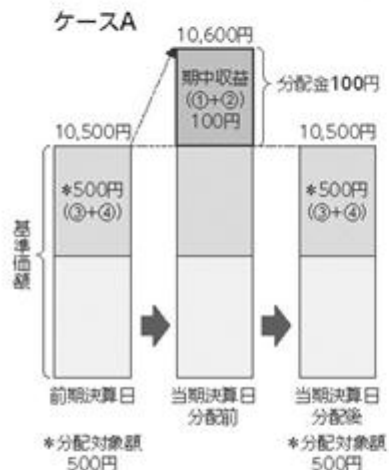
◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 分配金額と基準価額の関係(イメージ)

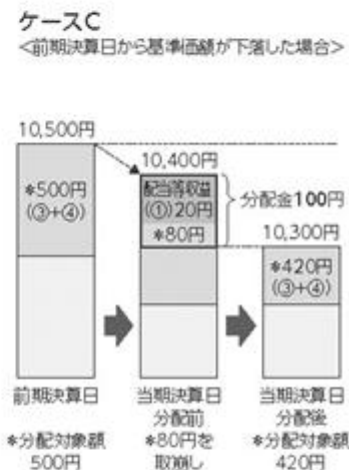
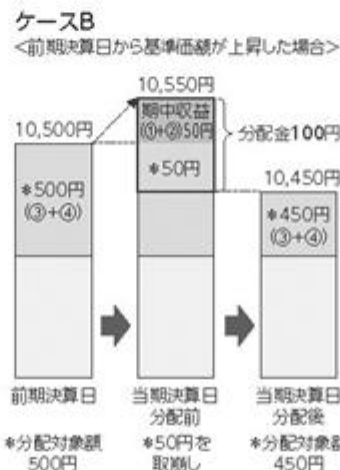
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

#### 計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



#### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



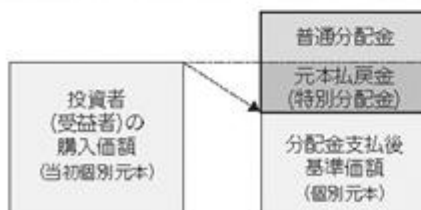
上記のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円  
 ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円  
 ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。  
 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

## (5) 【投資制限】

## a. 約款で定める投資制限

株式(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限、約款第17条、約款第20条および約款第21条)

1. 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使、株主割当または社債権者割当により取得したものに限り行えるものとし、

その実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。

「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)

2. 委託会社は、同一銘柄の株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

3. 委託会社が投資することを指図する株式は、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引(登録予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

投資信託証券(約款第17条)

委託会社は、投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

転換社債等(約款第22条)

委託会社は、同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限および約款第29条)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約(約款第30条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

## 信用リスク集中回避のための投資制限（約款第22条の1の2）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## デリバティブ取引等(約款第22条の2)

委託会社は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限り、以下同じ。）。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

## 有価証券先物取引等(約款第23条)

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
  - a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
  - b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券とマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）とを加えた額を限度とし、か

- つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等、ならびに(2)投資対象
1. から4. に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、1. 2. 3. で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産(以下「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券とマザーファンドの信託財産に属する外貨建有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額の買付代金等実需の範囲内とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1. 2. 3. で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 1. から4. に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

- b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 1. から4. に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))を加えた額を差引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1. 2. 3. で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### スワップ取引(約款第24条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3. においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

6. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引(約款第25条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

6. 前記5.においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
7. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
8. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 有価証券の貸付(約款第26条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を以下の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 公社債の空売り(約款第27条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前記1.の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### 公社債の借入れ(約款第28条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。



2. 前記1.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 前記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

#### 資金の借入れ(約款第36条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金等および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### b. 法令で定める投資制限

##### 同一の法人の発行する株式の取得割合(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

## 参考 各マザーファンドの投資方針および主な投資制限

## 「先進国投資適格債券マザーファンド」

## 1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## 2. 運用方法

## (1) 投資対象

日本を除く先進国の公社債を主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

主として日本を除く先進国の国債、政府機関債、国際機関債、社債等に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

投資する公社債については、原則として取得時においてBBB格相当(S&Pグローバル・レーティングによるBBB-格、ムーディーズ・インベスターズ・サービスによるBaa3格もしくはフィッチ・レーティングスによるBBB-格：格付けのない公社債について、委託会社または約款の規定に従い運用の指図に関する権限の一部の委託を受けた者が当該格付けと同等の信用度を有すると判断したものを含みます。)以上の格付けを得ている公社債(以下「投資適格債」といいます。)を投資対象とし、ファンド全体の加重平均格付けをA格相当(S&Pグローバル・レーティングによるA-格、ムーディーズ・インベスターズ・サービスによるA3格もしくはフィッチ・レーティングスによるA-格)以上とすることを基本とします。

組入れた投資適格債について、取得後、格付けの低下によってBBB格相当以上でなくなった場合は、委託会社もしくは委託会社より運用の指図に関する権限の一部の委託を受けた者の判断により信託財産の純資産総額の10%を上限として保有することができるものとします。

ポートフォリオの構築にあたっては、各国のファンダメンタルズ分析(金利および為替予測を含みます。)に基づき国別・通貨別投資配分比率を決定し、個別銘柄分析により組入れ銘柄の選択を行います。

政府・地方政府およびそれらの代理機関、国際機関等が発行・保証する公社債を除き、同一発行体の発行する証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を上限とします。

公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

運用指図に関する権限の一部(円の余資運用以外の運用の指図に関する権限)を、ルーミス・セイレス社に委託します。

## (3) 投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使、株主割当または社債権者割当により取得したものに限り行えるものとし、その投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

有価証券先物取引等は、約款第24条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第25条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第26条の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## 「新興国現地通貨建債券マザーファンド」

### 1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

主として新興国の現地通貨建て国債、政府機関債、国際機関債、社債等に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

現地通貨建ての債券への投資のほか、新興国の現地通貨建債券の価値や指数の収益率と同等の価値が得られる債券（クレジット・リンク・ノート）に投資することがあります。なお、当該債券は新興国の現地通貨以外の通貨建て債券の場合があります。

ポートフォリオの構築にあたっては、各国のファンダメンタルズ分析（金利および為替予測を含みます。）に基づき国別・通貨別投資配分比率等を決定し、その後、個別銘柄分析により組入れ銘柄の選択を行います。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、為替ヘッジ（組入れ有価証券の建値以外の通貨（円以外）に対しての為替ヘッジを行う場合を含みます。）を行うことがあります。

市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）を、ルーミス・セイレス社に委託します。なお、ルーミス・セイレス社は、その委託を受けた運用の指図に関する権限の一部（債券等の取引執行の一部）を、子会社であるルーミス・アジア社に再委託します。

#### (3) 投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使、株主割当または社債権者割当により取得したものに限り行えるものとし、その投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

有価証券先物取引等は、約款第24条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第25条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第26条の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・当ファンドは、主として各マザーファンド受益証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

#### 金利変動リスク

金利の上昇(公社債の価格の下落)は、基準価額の下落要因となります。

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。また、残存期間の長い公社債の価格は、概して短期のものより金利変動に対して価格の感応度が高く(金利変動に対する公社債価格の変動が大きく)なります。このように、金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

#### 為替変動リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

## 信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。当ファンドが投資対象とする公社債のうち、新興国の公社債は先進国の格付けの高い公社債（投資適格債）と比較して、相対的に高い利回りを享受することが期待できる一方で、発行体（国）の財務内容等の変化（格付けの引き下げ・引き上げ）により、公社債の価格が大きく変動する傾向があり、かつ発行体（国）が債務不履行に陥る可能性も高いと考えられます。このように、投資する公社債等の発行体（国）がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

## 流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが保有する公社債等において流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

## カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産の価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいい、当ファンドの投資先となっている国（地域）がこうした状態に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、新興国の市場は先進国の市場と比較して、経済、情報開示制度や決済システム等のインフラが脆弱で、かつ市場規模も相対的に小さい市場が多く存在します。そのため、急激な金利や為替変動が起きた場合ならびに外国為替取引規制や資本規制などが実施された場合など市場に及ぼす影響は先進国以上に大きいことが予想され、そのような場合には、当ファンドの基準価額を大幅に下落させる要因となります。

## <その他>

- ・有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- ・投資対象国において、税制、決済ルールの変更などにより税金や費用が新たに発生した場合や、外国為替取引規制や外国からの投資規制の実施などがあった場合は、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。
- ・当ファンドは、取引所における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

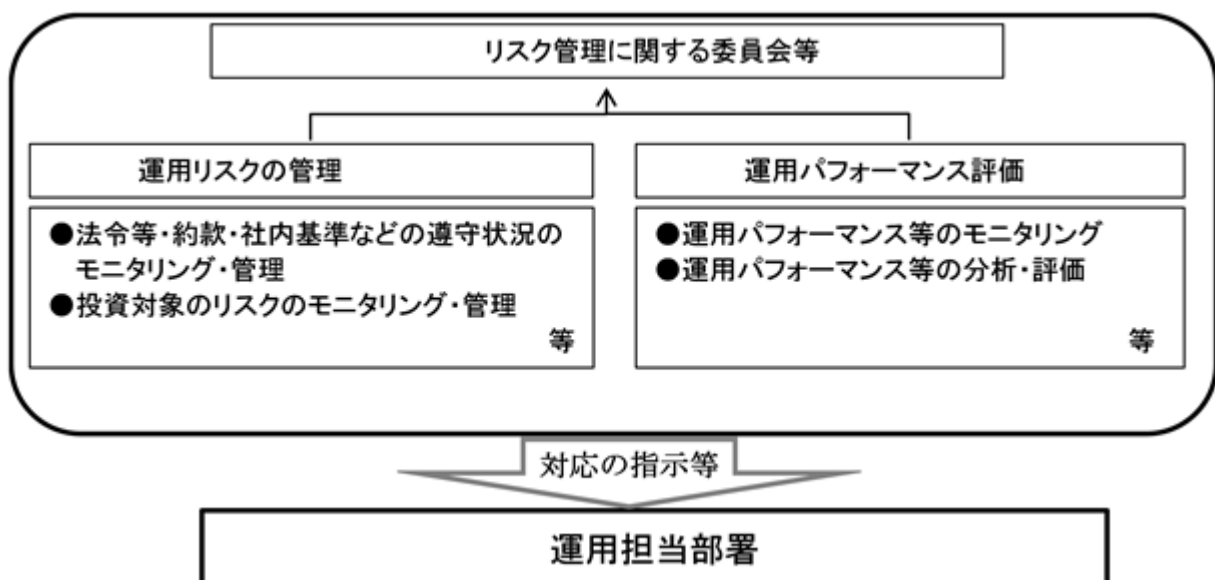
#### < 収益分配金に関する留意点 >

- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### (2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



リスク管理体制は2020年8月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

なお、「先進国投資適格債券マザーファンド」および「新興国現地通貨建債券マザーファンド」において、委託会社より運用に関する権限の委託を受けたルーミス・セイレス社は、以下の体制によりリスク管理を行います。

ファンドごとにコンプライアンス・スペシャリストが配置され、専用のシステムを活用しながら、全ての取引についてのチェックを行うとともに、ファンドの特性等についてもモニタリングを実施し、問題が生じた場合は所定のレポートを行い、迅速な是正処置を促します。さらにリスク管理委員会で定期的に、諸リスクについて分析・検討が行われます。

また、定量的なリスク管理をサポートするべくクオンツ・リサーチ・リスク・アナリシス・チームを設け、運用プロセスを補完する手法を開発し、各チームの機能をアシストしています。

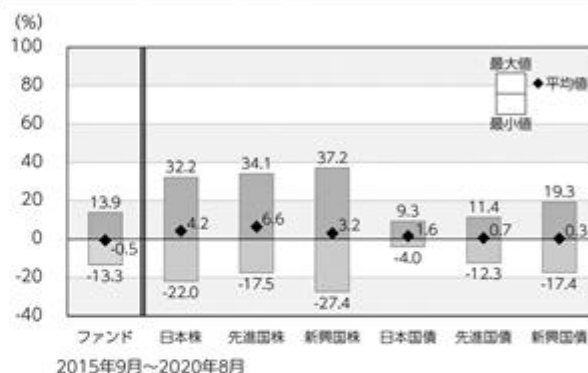
上記のリスク管理体制および組織名称等については変更になることがあります。

## <参考情報>

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



### ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



\*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

\*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

\*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### 各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(旧東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、旧東京証券取引所が有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期間末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

##### <申込手数料を対価とする役務の内容>

商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価

##### (2)【換金（解約）手数料】

ありません。

##### (3)【信託報酬等】

当ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.43%（税抜1.3%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（税抜）は、当ファンドの純資産総額の残高に応じ、次の通りとします。

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
500億円以下の部分	0.73%	0.50%	0.07%
500億円超1,000億円以下の部分	0.72%	0.52%	0.06%
1,000億円超の部分	0.71%	0.54%	0.05%

投資顧問会社が受け取る当ファンドにかかる各マザーファンドの外部委託契約にかかる報酬の額は、円の余資以外の運用の対価等として、当ファンドの信託財産の純資産総額に応じ、当ファンドに属する各マザーファンド受益証券の日々の時価総額に対し、別に定める率を乗じて得た額の合計額とし、当ファンドの委託会社が受け取る報酬から支払期日毎に支弁するものとします。なお、「新興国現地通貨建債券マザーファンド」の当該投資顧問会社に対する報酬には、ルーミス・アジア社に対する報酬が含まれます。

マザーファンド	別に定める率
先進国投資適格債券マザーファンド	上限年率0.40%
新興国現地通貨建債券マザーファンド	上限年率0.45%

信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額は、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

## &lt; 信託報酬等を対価とする役務の内容 &gt;

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

## (4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

上記、 の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

受益者が当ファンドを解約する際には、信託財産留保額（1口につき、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.2%）をご負担いただきます。

## (5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

## 個人の受益者に対する課税

## 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

## 損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご注意ください。

## 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。上記は、2020年8月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

### < 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照。）

### < 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

令和2年8月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	709,294,293	97.44
内 日本	709,294,293	97.44
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	18,633,818	2.56
純資産総額	727,928,111	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（参考）

先進国投資適格債券マザーファンド

令和2年8月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	173,724,000	34.55
内 アメリカ	37,817,960	7.52
内 イタリア	22,670,377	4.51
内 イギリス	19,277,558	3.83
内 スペイン	18,873,428	3.75
内 フランス	14,721,495	2.93
内 韓国	12,423,281	2.47
内 ドイツ	11,780,754	2.34
内 シンガポール	10,961,277	2.18
内 カナダ	5,840,034	1.16
内 ノルウェー	5,658,171	1.13
内 デンマーク	5,571,341	1.11
内 ベルギー	4,083,672	0.81
内 スウェーデン	3,234,783	0.64
内 ニュージーランド	809,869	0.16
地方債証券	31,696,570	6.30
内 カナダ	19,204,692	3.82
内 オーストラリア	12,491,878	2.48
特殊債券	80,276,876	15.96
内 アメリカ	47,562,197	9.46
内 アイルランド	12,590,751	2.50
内 国際機関	12,291,736	2.44
内 ドイツ	7,832,192	1.56
社債券	201,581,974	40.09
内 アメリカ	184,646,648	36.72
内 ベルギー	5,315,321	1.06
内 イギリス	4,294,341	0.85
内 ドイツ	3,995,444	0.79
内 カナダ	2,752,057	0.55
内 フィンランド	578,163	0.11
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	15,575,592	3.10
純資産総額	502,855,012	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

新興国現地通貨建債券マザーファンド

令和2年8月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	5,806,719,657	93.79
内 メキシコ	654,653,050	10.57
内 ポーランド	622,825,339	10.06
内 インドネシア	576,792,830	9.32
内 ブラジル	567,785,014	9.17
内 ロシア	555,447,973	8.97
内 南アフリカ	513,537,705	8.29
内 タイ	474,344,199	7.66
内 マレーシア	424,144,290	6.85
内 コロンビア	308,916,524	4.99
内 チェコ	220,608,765	3.56
内 ハンガリー	188,183,366	3.04
内 ペルー	168,333,450	2.72
内 ルーマニア	160,221,508	2.59
内 チリ	135,131,626	2.18
内 トルコ	118,544,391	1.91
内 ガーナ	32,214,621	0.52
内 エジプト	32,102,161	0.52
内 フィリピン	26,599,599	0.43
内 ウルグアイ	26,333,246	0.43
地方債証券	32,538,095	0.53
内 コロンビア	32,538,095	0.53
特殊債券	60,459,019	0.98
内 インドネシア	60,459,019	0.98
社債券	100,232,745	1.62
内 メキシコ	58,426,308	0.94
内 コロンビア	41,806,437	0.68
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	191,206,502	3.09
純資産総額	6,191,156,018	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

令和2年8月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	先進国投資適格債券マザー ファンド 日本	親投資 信託受 益証券	294,477,921	1.7268 508,533,921	1.7076 502,850,497	- -	69.08
2	新興国現地通貨建債券マ ザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	151,008,556	1.3758 207,772,672	1.3671 206,443,796	- -	28.36

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 投資有価証券の種類別投資比率

令和2年8月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	97.44
合計	97.44

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

## 先進国投資適格債券マザーファンド

令和2年8月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	US T N/B 1.5 08/31/21 アメリカ	国債証 券	24,232,800	101.41 24,574,519	101.36 24,564,106	1.5 2021/8/31	4.88
2	ITALY BTPS 1.35 04/01/30 イタリア	国債証 券	21,957,250	103.63 22,755,724	103.24 22,670,377	1.35 2030/4/1	4.51
3	BANK OF AMERICA CORP 05/09/30 アメリカ	社債券	12,547,000	106.08 13,311,112	105.85 13,282,254	1.381 2030/5/9	2.64
4	PROVINCE OF QUEBEC 0.875 01/15/25 カナダ	地方債 証券	12,547,000	104.46 13,107,850	104.56 13,120,397	0.875 2025/1/15	2.61
5	JPMORGAN CHASE & CO 07/25/31 アメリカ	社債券	12,547,000	103.83 13,027,863	103.15 12,942,418	1.001 2031/7/25	2.57
6	BANK OF IRELAND MTGE BNK 3.625 10/02/20 アイルランド	特殊債 券	12,547,000	100.50 12,610,349	100.34 12,590,751	3.625 2020/10/2	2.50
7	SPAIN 1.3 10/31/26 スペイン	国債証 券	8,782,900	108.54 9,533,635	108.55 9,534,294	1.3 2026/10/31	1.90
8	FRANCE OAT 1.75 11/25/24 フランス	国債証 券	8,155,550	109.93 8,965,534	109.90 8,963,332	1.75 2024/11/25	1.78

9	CITIGROUP INC 4.4 06/10/25 アメリカ	社債券	6,321,600	113.45 7,172,429	113.94 7,203,141	4.4 2025/6/10	1.43
10	KOREA TREASURY BOND 1.875 06/10/26 韓国	国債証券	6,965,400	103.76 7,227,501	103.34 7,198,665	1.875 2026/6/10	1.43
11	UK TREASURY 4.25 09/07/39 イギリス	国債証券	4,218,900	163.82 6,911,823	161.75 6,824,492	4.25 2039/9/7	1.36
12	DEUTSCHLAND 0.5 02/15/25 ドイツ	国債証券	6,273,500	105.33 6,608,128	105.36 6,610,073	0.5 2025/2/15	1.31
13	QUEENSLAND 2.75 08/20/27 オーストラリア	地方債証券	5,812,500	112.34 6,529,790	112.25 6,524,567	2.75 2027/8/20	1.30
14	NEW S WALES TREASURY CRP 4.0 05/20/26 オーストラリア	地方債証券	5,037,500	118.41 5,965,357	118.45 5,967,311	4 2026/5/20	1.19
15	KFW 0.25 09/15/25 ドイツ	特殊債券	5,646,150	103.81 5,861,550	103.83 5,862,962	0.25 2025/9/15	1.17
16	CANADA 1.75 03/01/23 カナダ	国債証券	5,631,500	103.71 5,840,766	103.70 5,840,034	1.75 2023/3/1	1.16
17	FN 888649 アメリカ	特殊債券	4,929,471	117.26 5,780,780	117.16 5,775,435	5.5 2036/9/1	1.15
18	FRANCE OAT 4.5 04/25/41 フランス	国債証券	3,136,750	184.81 5,797,316	183.57 5,758,163	4.5 2041/4/25	1.15
19	COMCAST CORP 1.5 02/15/31 アメリカ	社債券	5,794,800	99.08 5,742,048	99.09 5,742,261	1.5 2031/2/15	1.14
20	NORWAY 2.0 05/24/23 ノルウェー	国債証券	5,404,500	104.71 5,659,349	104.69 5,658,171	2 2023/5/24	1.13
21	DENMARK 1.75 11/15/25 デンマーク	国債証券	4,973,700	112.00 5,570,607	112.01 5,571,341	1.75 2025/11/15	1.11
22	SINGAPORE 3.5 03/01/27 シンガポール	国債証券	4,654,800	118.07 5,496,387	117.44 5,467,062	3.5 2027/3/1	1.09
23	FORD FOUNDATION/THE 3.859 06/01/47 アメリカ	社債券	4,214,400	130.81 5,512,959	129.57 5,460,842	3.859 2047/6/1	1.09
24	US T N/B 1.5 11/30/21 アメリカ	国債証券	5,268,000	101.73 5,359,572	101.67 5,356,280	1.5 2021/11/30	1.07
25	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/ 2.85 05/25/37 ベルギー	社債券	4,922,050	108.76 5,353,473	107.98 5,315,321	2.85 2037/5/25	1.06
26	UK TREASURY 3.25 01/22/44 イギリス	国債証券	3,515,750	152.57 5,364,331	150.17 5,279,953	3.25 2044/1/22	1.05
27	ONTARIO PROVINCE 4.65 06/02/41 カナダ	地方債証券	3,620,250	146.13 5,290,488	145.03 5,250,665	4.65 2041/6/2	1.04
28	KOREA TREASURY BOND 1.375 12/10/29 韓国	国債証券	5,268,700	99.94 5,265,694	99.16 5,224,616	1.375 2029/12/10	1.04
29	DEUTSCHLAND 2.5 08/15/46 ドイツ	国債証券	3,136,750	166.45 5,221,380	164.84 5,170,681	2.5 2046/8/15	1.03
30	FN MA3425 アメリカ	特殊債券	4,749,055	105.55 5,013,008	105.53 5,011,982	3 2048/6/1	1.00



（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

### 投資有価証券の種類別投資比率

令和2年8月31日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	34.55
地方債証券	6.30
特殊債証券	15.96
社債券	40.09
合計	96.90

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

### 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

### 新興国現地通貨建債券マザーファンド

令和2年8月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (％) 償還日	投資 比率 (％)
1	RUSSIA GOVT BOND - OFZ 02/03/27 ロシア	国債証券	307,955,400	114.79 353,530,951	114.22 351,777,453	8.15 2027/2/3	5.68
2	POLAND 4.0 10/25/23 ポーランド	国債証券	258,401,000	111.79 288,874,229	111.57 288,310,915	4 2023/10/25	4.66
3	POLAND 2.5 07/25/26 ポーランド	国債証券	265,265,000	109.39 290,175,452	108.65 288,218,168	2.5 2026/7/25	4.66
4	SOUTH AFRICA 7.0 02/28/31 南アフリカ	国債証券	300,637,200	82.59 248,326,327	82.08 246,793,077	7 2031/2/28	3.99
5	MEXICAN BONDS 5.75 03/05/26 メキシコ	国債証券	230,499,676	102.51 236,294,437	102.28 235,768,898	5.75 2026/3/5	3.81
6	THAILAND 3.775 06/25/32 タイ	国債証券	177,602,100	124.61 221,325,588	122.98 218,418,135	3.775 2032/6/25	3.53
7	MEXICAN BONDS 8.5 05/31/29 メキシコ	国債証券	175,091,840	119.04 208,432,828	118.23 207,019,836	8.5 2029/5/31	3.34
8	BRAZIL NTN 01/01/25 ブラジル	国債証券	160,955,150	116.01 186,738,249	115.82 186,420,781	10 2025/1/1	3.01
9	INDONESIA GOV'T 7.0 05/15/27 インドネシア	国債証券	179,287,200	103.43 185,454,679	103.96 186,404,901	7 2027/5/15	3.01
10	THAILAND 3.625 06/16/23 タイ	国債証券	143,312,250	108.53 155,545,440	108.36 155,300,420	3.625 2023/6/16	2.51
11	BRAZIL NTN 01/01/29 ブラジル	国債証券	129,245,050	118.13 152,677,371	119.11 153,947,204	10 2029/1/1	2.49
12	MALAYSIA 3.9 11/30/26 マレーシア	国債証券	128,448,250	109.71 140,924,608	109.47 140,618,169	3.9 2026/11/30	2.27
13	INDONESIA GOV'T 9.0 03/15/29 インドネシア	国債証券	118,476,000	114.25 135,358,830	114.12 135,216,658	9 2029/3/15	2.18

14	INDONESIA GOV'T 7.5 06/15/35 インドネシア	国債証券	133,200,000	102.58 136,636,560	101.45 135,131,400	7.5 2035/6/15	2.18
15	CZECH REPUBLIC 2.5 08/25/28 チェコ	国債証券	120,442,400	112.37 135,345,939	111.61 134,427,207	2.5 2028/8/25	2.17
16	MEXICAN BONDS 10.0 11/20/36 メキシコ	国債証券	98,808,116	136.37 134,751,544	134.14 132,550,099	10 2036/11/20	2.14
17	MALAYSIA 3.828 07/05/34 マレーシア	国債証券	118,324,250	110.54 130,797,424	108.14 127,956,021	3.828 2034/7/5	2.07
18	BRAZIL NTN 01/01/23 ブラジル	国債証券	113,077,200	112.82 127,577,417	112.63 127,363,441	10 2023/1/1	2.06
19	SOUTH AFRICA 8.875 02/28/35 南アフリカ	国債証券	148,410,600	85.79 127,328,967	85.59 127,034,770	8.875 2035/2/28	2.05
20	TITULOS DE TESORERIA 7.5 08/26/26 コロンビア	国債証券	92,449,000	115.28 106,582,196	114.19 105,568,104	7.5 2026/8/26	1.71
21	THAILAND 3.58 12/17/27 タイ	国債証券	87,123,000	117.23 102,139,407	115.49 100,625,644	3.58 2027/12/17	1.63
22	HUNGARY 3.0 10/27/27 ハンガリー	国債証券	92,550,600	108.48 100,399,270	107.42 99,424,749	3 2027/10/27	1.61
23	BONOS DE TESORERIA 5.94 02/12/29 ペルー	国債証券	83,496,000	118.46 98,909,519	118.95 99,324,052	5.94 2029/2/12	1.60
24	SOUTH AFRICA 10.5 12/21/26 南アフリカ	国債証券	83,506,800	115.76 96,671,780	115.25 96,242,697	10.5 2026/12/21	1.55
25	MALAYSIA 3.418 08/15/22 マレーシア	国債証券	88,205,350	103.13 90,968,814	103.24 91,066,405	3.418 2022/8/15	1.47
26	CZECH REPUBLIC 0.95 05/15/30 チェコ	国債証券	86,580,000	100.09 86,666,233	99.53 86,181,558	0.95 2030/5/15	1.39
27	TITULOS DE TESORERIA 7.25 10/18/34 コロンビア	国債証券	75,870,000	106.63 80,902,032	106.33 80,677,070	7.25 2034/10/18	1.30
28	ROMANIA GOVERNMENT BOND 4.15 01/26/28 ルーマニア	国債証券	70,011,000	102.64 71,864,912	102.77 71,957,193	4.15 2028/1/26	1.16
29	TURKEY GOVERNMENT BOND 01/12/22 トルコ	国債証券	73,050,400	95.07 69,452,667	95.52 69,780,225	9.5 2022/1/12	1.13
30	INDONESIA GOV'T 8.375 09/15/26 インドネシア	国債証券	59,760,000	111.58 66,680,208	112.24 67,074,624	8.375 2026/9/15	1.08

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

令和2年8月31日現在

種類	投資比率 (%)
----	----------

国債証券	93.79
地方債証券	0.53
特殊債券	0.98
社債券	1.62
合計	96.91

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

**【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

(参考)

先進国投資適格債券マザーファンド

該当事項はありません。

新興国現地通貨建債券マザーファンド

該当事項はありません。

**【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

(参考)

先進国投資適格債券マザーファンド

該当事項はありません。

新興国現地通貨建債券マザーファンド

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

直近日（令和2年8月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第6特定期間末 (平成23年 2月15日)	7,330	7,362	0.7937	0.7972
第7特定期間末 (平成23年 8月15日)	5,891	5,915	0.7622	0.7652
第8特定期間末 (平成24年 2月15日)	4,660	4,675	0.7518	0.7543
第9特定期間末 (平成24年 8月15日)	3,825	3,838	0.7441	0.7466
第10特定期間末 (平成25年 2月15日)	3,356	3,365	0.8916	0.8941
第11特定期間末 (平成25年 8月15日)	2,692	2,700	0.8854	0.8879
第12特定期間末 (平成26年 2月17日)	2,324	2,331	0.9116	0.9141
第13特定期間末 (平成26年 8月15日)	2,146	2,151	0.9370	0.9395
第14特定期間末 (平成27年 2月16日)	2,070	2,075	1.0056	1.0081
第15特定期間末 (平成27年 8月17日)	1,865	1,869	0.9893	0.9918
第16特定期間末 (平成28年 2月15日)	1,518	1,522	0.8721	0.8746
第17特定期間末 (平成28年 8月15日)	1,363	1,367	0.8298	0.8323
第18特定期間末 (平成29年 2月15日)	1,290	1,294	0.8798	0.8823
第19特定期間末 (平成29年 8月15日)	1,218	1,221	0.8841	0.8866
第20特定期間末 (平成30年 2月15日)	1,008	1,011	0.8614	0.8639
第21特定期間末 (平成30年 8月15日)	887	890	0.8232	0.8257
第22特定期間末 (平成31年 2月15日)	826	829	0.8196	0.8221
第23特定期間末 (令和 1年 8月15日)	781	783	0.8012	0.8037
第24特定期間末 (令和2年2月17日)	776	779	0.8282	0.8307
第25特定期間末 (令和2年8月17日)	738	740	0.8220	0.8245
令和1年8月末日	784	-	0.8038	-

9月末日	782	-	0.8128	-
10月末日	791	-	0.8261	-
11月末日	775	-	0.8216	-
12月末日	783	-	0.8316	-
令和2年1月末日	776	-	0.8274	-
2月末日	771	-	0.8236	-
3月末日	717	-	0.7676	-
4月末日	723	-	0.7762	-
5月末日	739	-	0.7994	-
6月末日	751	-	0.8118	-
7月末日	736	-	0.8163	-
8月末日	727	-	0.8137	-

## 【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第6特定期間	0.0210
第7特定期間	0.0185
第8特定期間	0.0160
第9特定期間	0.0150
第10特定期間	0.0150
第11特定期間	0.0150
第12特定期間	0.0150
第13特定期間	0.0150
第14特定期間	0.0150
第15特定期間	0.0150
第16特定期間	0.0150
第17特定期間	0.0150
第18特定期間	0.0150
第19特定期間	0.0150
第20特定期間	0.0150
第21特定期間	0.0150
第22特定期間	0.0150
第23特定期間	0.0150
第24特定期間	0.0150
第25特定期間	0.0150

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第6特定期間	1.00
第7特定期間	1.64
第8特定期間	0.73
第9特定期間	0.97
第10特定期間	21.84
第11特定期間	0.99
第12特定期間	4.65
第13特定期間	4.43
第14特定期間	8.92
第15特定期間	0.13
第16特定期間	10.33
第17特定期間	3.13
第18特定期間	7.83
第19特定期間	2.19
第20特定期間	0.87
第21特定期間	2.69
第22特定期間	1.38
第23特定期間	0.41
第24特定期間	5.2
第25特定期間	1.1

（注1）収益率は期間騰落率です。

（注2）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

（注3）特定期間末が令和1年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第6特定期間	81,795,547	1,820,001,292
第7特定期間	100,474,250	1,605,036,110
第8特定期間	56,288,990	1,588,090,149
第9特定期間	28,240,782	1,086,311,535
第10特定期間	39,326,250	1,415,618,744
第11特定期間	27,026,026	750,260,261
第12特定期間	24,568,502	515,546,138
第13特定期間	19,194,767	278,758,691
第14特定期間	11,934,434	243,360,226
第15特定期間	16,284,248	190,154,167
第16特定期間	8,978,609	153,167,056
第17特定期間	10,099,158	108,323,389
第18特定期間	8,026,655	183,628,531
第19特定期間	6,056,419	95,612,832
第20特定期間	7,749,628	215,151,847
第21特定期間	5,429,971	97,482,032
第22特定期間	5,004,889	74,680,047
第23特定期間	4,699,355	38,136,223
第24特定期間	5,349,604	42,526,473
第25特定期間	6,922,091	46,645,021

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

## 参考情報

データの基準日:2020年8月31日

## 基準価額・純資産の推移 (2010年8月31日～2020年8月31日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

(設定日:2008年3月28日)

## 分配の推移(税引前)

2020年 4月	25円
2020年 5月	25円
2020年 6月	25円
2020年 7月	25円
2020年 8月	25円
直近1年間累計	300円
設定来累計	4,410円

※分配金は1万口当たりです。

## 主要な資産の状況

## ■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	先進国投資適格債券マザーファンド	69.08
2	新興国現地通貨債建債券マザーファンド	28.36

## ■先進国投資適格債券マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

## 資産の状況

資産の種類	比率(%)
国債証券	34.55
内 アメリカ	7.52
内 イタリア	4.51
内 イギリス	3.83
内 スペイン	3.75
内 フランス	2.93
内 その他	12.01
地方債証券	6.30
内 カナダ	3.82
内 オーストラリア	2.48
特殊債券	15.96
内 アメリカ	9.46
内 アイルランド	2.50
内 国際機関	2.44
内 ドイツ	1.56
社債券	40.09
内 アメリカ	36.72
内 ベルギー	1.06
内 イギリス	0.85
内 ドイツ	0.79
内 カナダ	0.55
内 フィンランド	0.11
コールローン、その他の資産(負債控除後)	3.10
合計(純資産総額)	100.00

## 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	US T N/B 1.5 08/31/21	国債証券	アメリカ	1.5	2021/8/31	4.88
2	ITALY BTPT 1.35 04/01/30	国債証券	イタリア	1.35	2030/4/1	4.51
3	BANK OF AMERICA CORP 05/09/30	社債券	アメリカ	1.381	2030/5/9	2.64
4	PROVINCE OF QUEBEC 0.875 01/15/25	地方債証券	カナダ	0.875	2025/1/15	2.61
5	JPMORGAN CHASE & CO 07/25/31	社債券	アメリカ	1.001	2031/7/25	2.57
6	BANK OF IRELAND MTGE BND 3.625 10/02/20	特殊債券	アイルランド	3.625	2020/10/2	2.50
7	SPAIN 1.3 10/31/26	国債証券	スペイン	1.3	2026/10/31	1.90
8	FRANCE OAT 1.75 11/25/24	国債証券	フランス	1.75	2024/11/25	1.78
9	CITIGROUP INC 4.4 06/10/25	社債券	アメリカ	4.4	2025/6/10	1.43
10	KOREA TREASURY BOND 1.875 06/10/26	国債証券	韓国	1.875	2026/6/10	1.43

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



データの基準日:2020年8月31日

## ■新興国現地通貨建債券マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

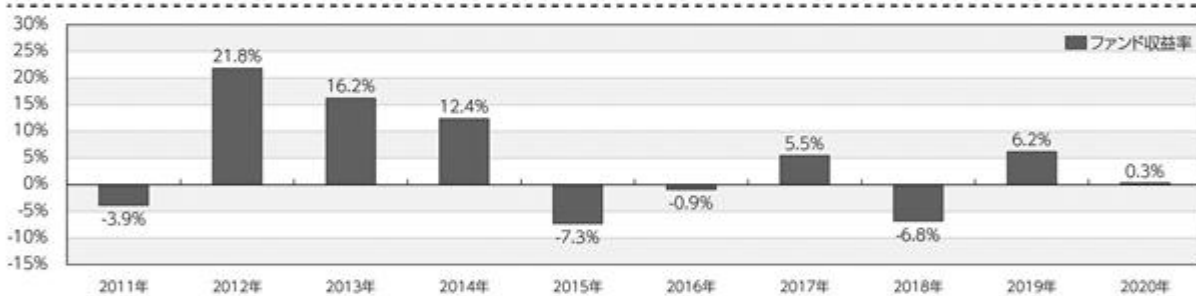
## 資産の状況

資産の種類	比率(%)
国債証券	93.79
内 メキシコ	10.57
内 ポーランド	10.06
内 インドネシア	9.32
内 ブラジル	9.17
内 ロシア	8.97
内 その他	45.70
地方債証券	0.53
内 コロンビア	0.53
特殊債券	0.98
内 インドネシア	0.98
社債券	1.62
内 メキシコ	0.94
内 コロンビア	0.68
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	3.09
合計(純資産総額)	100.00

## 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	RUSSIA GOVT BOND - OFZ 02/03/27	国債証券	ロシア	8.15	2027/2/3	5.68
2	POLAND 4.0 10/25/23	国債証券	ポーランド	4	2023/10/25	4.66
3	POLAND 2.5 07/25/26	国債証券	ポーランド	2.5	2026/7/25	4.66
4	SOUTH AFRICA 7.0 02/28/31	国債証券	南アフリカ	7	2031/2/28	3.99
5	MEXICAN BONDS 5.75 03/05/26	国債証券	メキシコ	5.75	2026/3/5	3.81
6	THAILAND 3.775 06/25/32	国債証券	タイ	3.775	2032/6/25	3.53
7	MEXICAN BONDS 8.5 05/31/29	国債証券	メキシコ	8.5	2029/5/31	3.34
8	BRAZIL NTN 01/01/25	国債証券	ブラジル	10	2025/1/1	3.01
9	INDONESIA GOVT 7.0 05/15/27	国債証券	インドネシア	7	2027/5/15	3.01
10	THAILAND 3.625 06/16/23	国債証券	タイ	3.625	2023/6/16	2.51

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。  
 ※2020年については年初から基準日までの収益率を表示しています。  
 ※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。  
 ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。ただし、取得申込日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、お申込みの受付はいたしません。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込単位は、各販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (7) 販売会社において金額買付(申込単位が金額にて表示されている場合)によるお申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。
- (8) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (9) 取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制の導入、クーデター等）による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

## 2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は自己に帰属する受益権につき、委託会社に各販売会社が定める単位をもって解約を請求することができます。

解約単位は、販売会社にお問い合わせください。

- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

- (3) 解約請求の受付については、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までには解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。ただし、解約請求受付日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、解約請求の受付はいたしません。

- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額（「解約価額」といいます。）とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組入れられます。

照会先の名称	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	0120-104-694

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

- (5) 解約代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

- (7) 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制の導入、クーデター等）による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が前記(3)に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることが出来る日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
公社債等	計算日における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額(売り気配相場を除きます。) ・価格情報会社の提供する価額
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。)に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

2008年3月28日から無期限とします。

#### (4)【計算期間】

原則として毎月16日から翌月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2008年3月28日から2008年5月15日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

信託契約の解約

- 1．委託会社は、次のいずれかに該当する場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることがあります。この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。ただし、当該信託契約の解約についての委託会社による提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合にも書面決議は行いません。
  - a．この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。
  - b．やむを得ない事情が発生したとき。
  - c．信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。
- 2．前記1．により信託契約を解約する場合には、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 3．委託会社は、次の事象が起きた場合、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。
  - a．委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
  - b．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
  - c．受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

信託約款の変更等

- 1．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「信託約款の変更等」および「書面決議」に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- 2．委託会社は、前記1．の事項（前記1．の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、前記1．の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。ただし、当該重大な約款の変更等についての委託会社による提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。
- 3．この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- 4．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

## 書面決議

1. 委託会社は、信託契約の解約または重大な約款の変更等に係る書面決議を行う場合には、あらかじめ、書面決議の日および当該決議の内容に応じて次の事項をそれぞれ定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約または信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
  - a. 信託契約の解約の場合 信託契約の解約の理由など
  - b. 重大な約款の変更等の場合 重大な約款の変更等の内容およびその理由など
2. 書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この2.において同じ。)は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
3. 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
4. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
5. この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

## 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

## 関係法人との契約の更改ならびに受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

1. 委託会社とルーミス・セイレス社との間の「先進国投資適格債券マザーファンド」および「新興国現地通貨建債券マザーファンド」における外部委託契約の契約期間は、各マザーファンドの信託契約の期間と同一です。ただし、外部委託契約のいずれの当事者も、90日前の通知をもって当該契約を解約できます。なお、当該契約は日本法を準拠法とします。
2. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
3. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

## 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 運用報告書

委託会社は、2月と8月の決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・ 運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

<http://www.am-one.co.jp/>

#### 4【受益者の権利等】

##### (1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### (2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

##### (3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

##### (4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。



### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(令和2年2月18日から令和2年8月17日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【世界債券ファンド】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 令和2年2月17日現在	当期 令和2年8月17日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	31,549,976	25,293,870
親投資信託受益証券	748,653,738	716,306,593
流動資産合計	780,203,714	741,600,463
資産合計	780,203,714	741,600,463
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	2,345,073	2,245,766
未払解約金	-	9
未払受託者報酬	54,203	51,686
未払委託者報酬	952,494	908,327
その他未払費用	2,572	2,449
流動負債合計	3,354,342	3,208,237
負債合計	3,354,342	3,208,237
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	938,029,480	898,306,550
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	161,180,108	159,914,324
（分配準備積立金）	74,189,401	67,011,917
元本等合計	776,849,372	738,392,226
純資産合計	776,849,372	738,392,226
負債純資産合計	780,203,714	741,600,463

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 自 令和1年8月16日 至 令和2年2月17日	当期 自 令和2年2月18日 至 令和2年8月17日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	45,750,448	12,652,855
<b>営業収益合計</b>	<b>45,750,448</b>	<b>12,652,855</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	4,528	4,678
受託者報酬	304,899	283,423
委託者報酬	5,357,955	4,980,976
その他費用	15,073	13,434
<b>営業費用合計</b>	<b>5,682,455</b>	<b>5,282,511</b>
営業利益又は営業損失( )	40,067,993	7,370,344
経常利益又は経常損失( )	40,067,993	7,370,344
当期純利益又は当期純損失( )	40,067,993	7,370,344
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	63,168	108,235
期首剰余金又は期首欠損金( )	193,858,138	161,180,108
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>7,805,680</b>	<b>9,205,962</b>
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,805,680	9,205,962
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	977,118	1,374,649
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	977,118	1,374,649
<b>分配金</b>	<b>14,281,693</b>	<b>13,827,638</b>
期末剰余金又は期末欠損金( )	161,180,108	159,914,324

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期	
	自 令和2年2月18日	至 令和2年8月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年2月15日及び8月15日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前特定期間末日を令和2年2月17日、当特定期間末日を令和2年8月17日としております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	令和2年2月17日現在	令和2年8月17日現在
1. 期首元本額	975,206,349円	938,029,480円
期中追加設定元本額	5,349,604円	6,922,091円
期中一部解約元本額	42,526,473円	46,645,021円
2. 受益権の総数	938,029,480口	898,306,550口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は161,180,108円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は159,914,324円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期	当期
	自 令和1年8月16日 至 令和2年2月17日	自 令和2年2月18日 至 令和2年8月17日
1. 分配金の計算過程	(自令和1年8月16日 至令和1年9月17日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,318,699円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(11,078,088円)及び分配準備積立金(79,377,536円)より分配対象収益は92,774,323円(1万口当たり951.94円)であり、うち2,436,429円(1万口当たり25円)を分配金額としております。	(自令和2年2月18日 至令和2年3月16日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,179,842円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(11,056,751円)及び分配準備積立金(73,928,581円)より分配対象収益は86,165,174円(1万口当たり921.11円)であり、うち2,338,621円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

(自令和1年9月18日 至令和1年10月15日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,636,010円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(10,976,721円)及び分配準備積立金(78,029,396円)より分配対象収益は91,642,127円(1万口当たり954.41円)であり、うち2,400,473円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

(自令和1年10月16日 至令和1年11月15日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,592,434円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(10,971,445円)及び分配準備積立金(77,734,381円)より分配対象収益は90,298,260円(1万口当たり946.11円)であり、うち2,386,033円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

(自令和1年11月16日 至令和1年12月16日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,299,158円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(10,969,011円)及び分配準備積立金(75,936,328円)より分配対象収益は89,204,497円(1万口当たり945.50円)であり、うち2,358,650円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

(自令和1年12月17日 至令和2年1月15日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,064,721円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(11,017,533円)及び分配準備積立金(75,696,177円)より分配対象収益は88,778,431円(1万口当たり942.43円)であり、うち2,355,035円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

(自令和2年3月17日 至令和2年4月15日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,897,889円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(11,121,902円)及び分配準備積立金(72,627,511円)より分配対象収益は85,647,302円(1万口当たり916.42円)であり、うち2,336,439円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

(自令和2年4月16日 至令和2年5月15日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,217,553円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(11,115,731円)及び分配準備積立金(71,607,879円)より分配対象収益は83,941,163円(1万口当たり904.56円)であり、うち2,319,942円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

(自令和2年5月16日 至令和2年6月15日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,145,723円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(11,144,456円)及び分配準備積立金(70,180,695円)より分配対象収益は83,470,874円(1万口当たり902.77円)であり、うち2,311,499円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

(自令和2年6月16日 至令和2年7月15日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,884,769円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(11,075,600円)及び分配準備積立金(68,816,854円)より分配対象収益は81,777,223円(1万口当たり898.50円)であり、うち2,275,371円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

<p>2. 委託費用</p>	<p>(自令和2年1月16日 至令和2年2月17日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,505,467円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(11,029,747円)及び分配準備積立金(75,029,007円)より分配対象収益は87,564,221円(1万口当たり933.49円)であり、うち2,345,073円(1万口当たり25円)を分配金額としております。</p> <p>信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額</p> <p>(注)当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。</p> <p>1,615,142円</p>	<p>(自令和2年7月16日 至令和2年8月17日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,872,723円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(11,084,903円)及び分配準備積立金(67,384,960円)より分配対象収益は80,342,586円(1万口当たり894.37円)であり、うち2,245,766円(1万口当たり25円)を分配金額としております。</p> <p>信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額</p> <p>(注)当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。</p> <p>1,479,288円</p>
----------------	--	--

## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期	当期
	自 令和1年8月16日 至 令和2年2月17日	自 令和2年2月18日 至 令和2年8月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 令和2年2月17日現在	当期 令和2年8月17日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	前期 令和2年2月17日現在	当期 令和2年8月17日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	144,446	6,619,722
合計	144,446	6,619,722

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。



（1口当たり情報に関する注記）

	前期 令和2年2月17日現在	当期 令和2年8月17日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.8282円 (8,282円)	0.8220円 (8,220円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

令和2年8月17日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	先進国投資適格債券マザーファンド	294,477,921	508,533,921	
	新興国現地通貨建債券マザーファンド	151,008,556	207,772,672	
親投資信託受益証券	合計	445,486,477	716,306,593	
合計			716,306,593	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「先進国投資適格債券マザーファンド」受益証券及び「新興国現地通貨建債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## 先進国投資適格債券マザーファンド

## 貸借対照表

(単位:円)

令和2年8月17日現在

資産の部	
流動資産	
預金	12,031,575
コール・ローン	578,260
国債証券	170,902,630
地方債証券	31,645,019
特殊債券	80,997,111
社債券	212,156,945
派生商品評価勘定	23,588
未収入金	7,465,927
未収利息	3,423,947
前払費用	327,851
流動資産合計	519,552,853
資産合計	519,552,853
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	13,351
未払金	11,019,492
流動負債合計	11,032,843
負債合計	11,032,843
純資産の部	
元本等	
元本	294,477,921
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	214,042,089
元本等合計	508,520,010
純資産合計	508,520,010
負債純資産合計	519,552,853

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 令和2年2月18日 至 令和2年8月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	令和2年8月17日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	321,150,626円
同期中追加設定元本額	- 円
同期中一部解約元本額	26,672,705円
元本の内訳	
ファンド名	
世界債券ファンド	294,477,921円
計	294,477,921円
2. 受益権の総数	294,477,921口

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 令和2年2月18日 至 令和2年8月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	令和2年8月17日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	令和2年8月17日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	1,222,261
地方債証券	262,081
特殊債証券	599,305
社債証券	13,529,412
合計	15,613,059

(デリバティブ取引等に関する注記)

## 通貨関連

種類	令和2年8月17日現在			
	契約額等（円）	うち 1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引 為替予約取引				
売建	7,722,346	-	7,698,758	23,588
アメリカ・ドル	4,674,593	-	4,655,367	19,226
イギリス・ポンド	3,047,753	-	3,043,391	4,362
買建	7,722,346	-	7,708,995	13,351
アメリカ・ドル	3,047,753	-	3,046,024	1,729
ユーロ	4,674,593	-	4,662,971	11,622
合計	15,444,692	-	15,407,753	10,237

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	令和2年8月17日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.7269円 (17,269円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

令和2年8月17日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US T N/B 0.125 07/31/22	35,000.000	34,987.690	
		US T N/B 1.5 08/31/21	230,000.000	233,243.350	
		US T N/B 1.5 11/30/21	50,000.000	50,869.140	
	アメリカ・ドル	小計	315,000.000	319,100.180	

		(33,563,250)	(34,000,124)	
イギリス・ポンド	UK TREASURY 1.5 07/22/26	15,000.000	16,336.350	
	UK TREASURY 1.5 07/22/47	5,000.000	5,843.000	
	UK TREASURY 3.25 01/22/44	25,000.000	38,145.000	
	UK TREASURY 4.25 09/07/39	30,000.000	49,149.000	
	UK TREASURY 4.75 12/07/30	20,000.000	29,162.000	
イギリス・ポンド 小計		95,000.000 (13,258,200)	138,635.350 (19,347,949)	
カナダ・ドル	CANADA 1.75 03/01/23	70,000.000	72,601.200	
カナダ・ドル 小計		70,000.000 (5,623,800)	72,601.200 (5,832,780)	
シンガポール・ドル	SINGAPORE 2.75 07/01/23	20,000.000	21,362.000	
	SINGAPORE 3.0 09/01/24	45,000.000	49,657.500	
	SINGAPORE 3.5 03/01/27	60,000.000	70,848.000	
シンガポール・ドル 小計		125,000.000 (9,721,250)	141,867.500 (11,033,035)	
スウェーデン・クローナ	SWEDEN 1.5 11/13/23	250,000.000	264,620.750	
スウェーデン・クローナ 小計		250,000.000 (3,067,500)	264,620.750 (3,246,897)	
デンマーク・クローネ	DENMARK 1.75 11/15/25	295,000.000	330,403.770	
デンマーク・クローネ 小計		295,000.000 (5,000,250)	330,403.770 (5,600,344)	
ニュージーランド・ドル	NEW ZEALAND 5.5 04/15/23	10,000.000	11,416.670	
ニュージーランド・ドル 小計		10,000.000 (696,500)	11,416.670 (795,171)	
ノルウェー・クローネ	NORWAY 2.0 05/24/23	450,000.000	471,219.750	
ノルウェー・クローネ 小計		450,000.000 (5,395,500)	471,219.750 (5,649,925)	
ユーロ	BELGIUM 0.8 06/22/28	30,000.000	32,580.000	
	DEUTSCHLAND 0.5 02/15/25	50,000.000	52,667.000	
	DEUTSCHLAND 2.5 08/15/46	25,000.000	41,614.570	
	FRANCE OAT 1.75 11/25/24	65,000.000	71,455.600	
	FRANCE OAT 4.5 04/25/41	25,000.000	46,204.800	
	ITALY BTFS 1.35 04/01/30	175,000.000	181,363.870	
	SPAIN 1.3 10/31/26	70,000.000	75,983.390	
	SPAIN 1.95 07/30/30	20,000.000	23,212.040	
	SPAIN 2.7 10/31/48	15,000.000	20,876.270	
SPAIN 4.2 01/31/37	20,000.000	30,946.400		
ユーロ 小計		495,000.000 (62,469,000)	576,903.940 (72,805,277)	

	韓国・ウォン	KOREA TREASURY BOND 1.375 12/10/29	59,000,000.000	58,966,347.580	
		KOREA TREASURY BOND 1.875 06/10/26	78,000,000.000	80,935,069.800	
	韓国・ウォン 小計		137,000,000.000 (12,330,000)	139,901,417.380 (12,591,128)	
国債証券 合計			151,125,250 (151,125,250)	170,902,630 (170,902,630)	
地方債証券	オーストラリア・ドル	NEW S WALES TREASURY CRP 4.0 05/20/26	65,000.000	76,972.360	
		QUEENSLAND 2.75 08/20/27	75,000.000	84,255.360	
	オーストラリア・ドル 小計		140,000.000 (10,719,800)	161,227.720 (12,345,207)	
	カナダ・ドル	ONTARIO PROVINCE 1.95 01/27/23	10,000.000	10,361.500	
		ONTARIO PROVINCE 4.65 06/02/41	45,000.000	65,761.200	
	カナダ・ドル 小計		55,000.000 (4,418,700)	76,122.700 (6,115,698)	
	ユーロ	PROVINCE OF QUEBEC 0.875 01/15/25	100,000.000	104,470.000	
	ユーロ 小計		100,000.000 (12,620,000)	104,470.000 (13,184,114)	
地方債証券 合計			27,758,500 (27,758,500)	31,645,019 (31,645,019)	
特殊債券	アメリカ・ドル	AMCAR 2017-1 C	40,000.000	40,398.490	
		COMM 2013-CR6 A4	10,000.000	10,358.420	
		COMM 2014-LC15 A4	15,000.000	16,304.970	
		COMM 2014-UBS2 A5	20,000.000	21,842.830	
		COMM 2014-UBS4 A2	379.560	384.580	
		COMM 2014-UBS6 A4	35,000.000	37,666.490	
		FG U49055	31,168.800	32,874.730	
		FN 888649	46,786.940	54,866.940	
		FN AA2910	37,293.200	41,718.770	
		FN MA3425	45,074.560	47,579.810	
		G2 773446	29,244.080	29,822.050	
		G2 AM4006	31,294.170	35,111.220	
		SDART 2019-2 C	10,000.000	10,220.610	
		SRT 2019-B A3	20,000.000	20,477.700	
		SYNIT 2019-A1 A	20,000.000	20,666.860	
		UBSBB 2013-C6 A4	20,000.000	20,919.360	
		VZOT 2020-A A1A	10,000.000	10,272.190	
	アメリカ・ドル 小計		421,241.310 (44,883,262)	451,486.020 (48,105,835)	
	カナダ・ドル	IADB 4.4 01/26/26	20,000.000	23,849.400	
		IBRD 2.2 01/18/22	25,000.000	25,651.500	
カナダ・ドル 小計		45,000.000 (3,615,300)	49,500.900 (3,976,902)		
スイス・フラン	EIB 1.625 02/04/25	30,000.000	32,832.780		
スイス・フラン 小計		30,000.000	32,832.780		



			(3,515,400)	(3,847,345)	
	ユーロ	BANK OF IRELAND MTGE BNK 3.625 10/02/20	100,000.000	100,504.900	
		COMMERZBANK AG 0.625 05/28/25	15,000.000	15,679.740	
		KFW 0.25 09/15/25	45,000.000	46,716.750	
		NIB 0.125 06/10/24	35,000.000	35,728.000	
	ユーロ 小計		195,000.000 (24,609,000)	198,629.390 (25,067,029)	
特殊債券 合計			76,622,961.580 (76,622,962)	80,997,111 (80,997,111)	
社債券	アメリカ・ドル	AEP TRANSMISSION CO LLC 3.65 04/01/50	5,000.000	5,988.730	
		AES CORP/THE 3.95 07/15/30	5,000.000	5,375.170	
		AIR PRODUCTS & CHEMICALS 2.8 05/15/50	5,000.000	5,423.870	
		ALTRIA GROUP INC 4.8 02/14/29	15,000.000	17,925.600	
		AMERICAN ELECTRIC POWER 3.25 03/01/50	10,000.000	10,828.840	
		AMERICAN ELECTRIC POWER 4.3 12/01/28	20,000.000	23,769.880	
		AMERICAN INTL GROUP 3.75 07/10/25	15,000.000	16,899.620	
		AMERICAN INTL GROUP 3.875 01/15/35	10,000.000	11,650.330	
		AMERICAN INTL GROUP 4.7 07/10/35	5,000.000	6,325.020	
		AMERICAN TOWER CORP 2.4 03/15/25	5,000.000	5,323.500	
		AMERICAN TOWER CORP 2.9 01/15/30	20,000.000	21,868.140	
		AMERICAN TOWER CORP 3.375 10/15/26	15,000.000	16,869.670	
		ANHEUSER-BUSCH INBEV WOR 4.5 06/01/50	15,000.000	18,444.760	
		AQUA AMERICA INC 3.566 05/01/29	10,000.000	11,455.850	
		AT&T 3.65 06/01/51	25,000.000	26,263.240	
		AT&T INC 4.35 06/15/45	15,000.000	17,310.970	
		AT&T INC 4.5 03/09/48	15,000.000	17,823.810	
		BAYLOR SCOTT & WHITE HOL 3.967 11/15/46	30,000.000	36,381.910	
		BRISTOL-MYERS SQUIBB CO 4.625 05/15/44	10,000.000	13,983.660	
		BROADCOM CRP 3.875 01/15/27	25,000.000	27,764.050	
		BROADCOM INC 4.3 11/15/32	35,000.000	40,426.550	

CANADIAN PACIFIC RAILWAY 2.05 03/05/30	25,000.000	26,329.610	
CATERPILLAR INC 3.25 04/09/50	25,000.000	28,851.330	
CENTENE CORP 3.375 02/15/30	5,000.000	5,158.870	
CENTENE CORP 4.625 12/15/29	15,000.000	16,331.920	
CHARTER COMM OPT LLC/CAP 4.8 03/01/50	30,000.000	34,557.730	
CHEVRON PHILLIPS CHEM CO 5.125 04/01/25	10,000.000	11,751.530	
CIGNA CORP 3.4 03/15/50	10,000.000	10,924.020	
CIGNA CORP 4.125 11/15/25	10,000.000	11,559.920	
CITIGROUP INC 4.4 06/10/25	60,000.000	68,075.450	
COCA-COLA CO/THE 4.2 03/25/50	20,000.000	26,758.750	
COMCAST CORP 1.5 02/15/31	55,000.000	54,499.320	
CONSTELLATION BRANDS INC 3.15 08/01/29	25,000.000	27,481.600	
CONSTELLATION BRANDS INC 3.75 05/01/50	5,000.000	5,669.600	
CSX CORP 3.8 04/15/50	15,000.000	18,540.230	
CVS HEALTH CORP 3.25 08/15/29	25,000.000	28,102.410	
CVS HEALTH CORP 4.1 03/25/25	15,000.000	17,186.340	
CVS HEALTH CORP 4.3 03/25/28	20,000.000	23,547.320	
CVS HEALTH CORP 4.78 03/25/38	5,000.000	6,223.570	
DELTA AIRLINES 2015B 4.25 07/30/23	13,323.130	12,211.490	
DIAMONDBACK ENERGY INC 3.5 12/01/29	10,000.000	10,213.620	
DOMINION ENERGY INC 3.375 04/01/30	10,000.000	11,424.820	
ECOLAB INC 4.8 03/24/30	20,000.000	25,479.710	
ENERGY TRANSFER OPERATNG 5.15 02/01/43	10,000.000	9,458.490	
ENTERPRISE PRODUCTS OPER 2.8 01/31/30	25,000.000	26,641.700	
ENTERPRISE PRODUCTS OPER 3.95 01/31/60	5,000.000	5,304.770	
ERAC USA FINANCE LLC 3.85 11/15/24	40,000.000	43,764.400	

ERAC USA FINANCE LLC 4.2 11/01/46	5,000.000	5,393.140	
FORD FOUNDATION/THE 3.859 06/01/47	40,000.000	52,324.980	
GATX CORP 4.0 06/30/30	20,000.000	22,432.600	
GENERAL ELECTRIC CO 4.25 05/01/40	10,000.000	10,108.640	
GENERAL ELECTRIC CO 4.35 05/01/50	15,000.000	15,288.750	
GENERAL MOTORS FINL CO 4.0 01/15/25	30,000.000	32,357.700	
GREAT-WEST LIFECO FINANC 4.15 06/03/47	15,000.000	17,962.660	
HCA INC 4.125 06/15/29	35,000.000	40,584.670	
HCA INC 5.0 03/15/24	20,000.000	22,560.410	
HCA INC 5.5 06/15/47	5,000.000	6,514.930	
HOME DEPOT INC 3.35 04/15/50	15,000.000	17,421.160	
IPALCO ENTERPRISES INC 4.25 05/01/30	5,000.000	5,505.880	
JABIL INC 3.0 01/15/31	10,000.000	10,096.110	
KEURIG DR PEPPER INC 3.8 05/01/50	10,000.000	11,989.610	
KRAFT HEINZ FOODS CO 4.375 06/01/46	5,000.000	5,155.850	
LOWE'S COS INC 5.125 04/15/50	20,000.000	28,164.110	
MCDONALD'S CORP 3.625 09/01/49	20,000.000	22,800.840	
NEW YORK LIFE INSURANCE 3.75 05/15/50	15,000.000	17,670.700	
NISOURCE INC 3.6 05/01/30	5,000.000	5,776.370	
NOKIA OYJ 4.375 06/12/27	5,000.000	5,451.870	
NXP BV/NXP FDG/NXP USA 4.3 06/18/29	20,000.000	23,225.690	
OWENS CORNING 4.3 07/15/47	5,000.000	5,364.700	
PROLOGIS LP 2.125 10/15/50	5,000.000	4,653.410	
QUEST DIAGNOSTICS INC 2.95 06/30/30	20,000.000	21,746.000	
REGENCY CENTERS LP 3.7 06/15/30	15,000.000	16,616.070	
ROYAL BK SCOTLND GRP PLC 6.1 06/10/23	20,000.000	22,191.530	
SABINE PASS LIQUEFACTION 4.5 05/15/30	20,000.000	23,021.530	
SANTANDER HOLDINGS USA 3.244 10/05/26	20,000.000	21,347.470	

	SANTANDER HOLDINGS USA 4.5 07/17/25	20,000.000	22,193.640	
	SHERWIN-WILLIAMS CO 3.45 06/01/27	10,000.000	11,290.210	
	SIMON PROPERTY 2.45 09/13/29	10,000.000	10,110.700	
	SIMON PROPERTY 3.25 09/13/49	15,000.000	14,595.030	
	T-MOBILE USA INC 2.55 02/15/31	10,000.000	10,416.600	
	T-MOBILE USA INC 3.875 04/15/30	35,000.000	40,103.700	
	T-MOBILE USA INC 4.375 04/15/40	10,000.000	12,108.300	
	TRANS-ALLEGHENY INTERSTA 3.85 06/01/25	15,000.000	16,487.720	
	UNITED AIR 2013-1 B PTT 5.375 08/15/21	6,729.700	6,439.410	
	UNITED AIR 2014-2 B PTT 4.625 09/03/22	5,808.770	5,223.440	
	UNITED AIR 2016-1 B PTT 3.65 01/07/26	7,858.800	5,830.640	
	UNITED AIR 2016-2 B PTT 3.65 10/07/25	7,858.800	5,811.300	
	UNITEDHEALTH GROUP INC 2.9 05/15/50	10,000.000	11,004.930	
	VERIZON COMMUNICATIONS 4.0 03/22/50	15,000.000	19,184.680	
	VODAFONE GROUP PLC 4.875 06/19/49	15,000.000	19,269.760	
アメリカ・ドル	小計	1,441,579.200 (153,600,264)	1,627,949.130 (173,457,980)	
イギリス・ポンド	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/ 2.85 05/25/37	35,000.000	38,067.790	
イギリス・ポンド	小計	35,000.000 (4,884,600)	38,067.790 (5,312,741)	
ユーロ	BANK OF AMERICA CORP 05/09/30	100,000.000	106,090.000	
	DEUTSCHE TELEKOM AG 1.75 12/09/49	10,000.000	10,570.500	
	FRESENIUS MEDICAL CARE A 1.5 05/29/30	15,000.000	15,646.960	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC 3.375 03/27/25	20,000.000	22,617.400	
	JPMORGAN CHASE & CO 07/25/31	100,000.000	103,832.500	
	VOLKSWAGEN FIN SERV AG 3.375 04/06/28	5,000.000	5,792.750	
ユーロ	小計	250,000.000 (31,550,000)	264,550.110 (33,386,224)	

社債券 合計	190,034,863.760 (190,034,864)	212,156,945 (212,156,945)	
合計		495,701,705 (495,701,705)	

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	国債証券 3銘柄	6.69	51.56
	特殊債券 17銘柄	9.46	
	社債券 90銘柄	34.11	
イギリス・ポンド	国債証券 5銘柄	3.80	4.97
	社債券 1銘柄	1.04	
オーストラリア・ドル	地方債証券 2銘柄	2.43	2.49
カナダ・ドル	国債証券 1銘柄	1.15	3.21
	地方債証券 2銘柄	1.20	
	特殊債券 2銘柄	0.78	
シンガポール・ドル	国債証券 3銘柄	2.17	2.23
スイス・フラン	特殊債券 1銘柄	0.76	0.78
スウェーデン・クローナ	国債証券 1銘柄	0.64	0.66
デンマーク・クローネ	国債証券 1銘柄	1.10	1.13
ニュージーランド・ドル	国債証券 1銘柄	0.16	0.16
ノルウェー・クローネ	国債証券 1銘柄	1.11	1.14
ユーロ	国債証券 10銘柄	14.32	29.14
	地方債証券 1銘柄	2.59	
	特殊債券 4銘柄	4.93	
	社債券 6銘柄	6.57	
韓国・ウォン	国債証券 2銘柄	2.48	2.54

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

新興国現地通貨建債券マザーファンド  
貸借対照表

(単位:円)

令和2年8月17日現在

資産の部	
流動資産	
預金	37,830,471
コール・ローン	2,203,266
国債証券	5,892,936,268
地方債証券	33,028,652
特殊債券	61,133,623
社債券	100,560,531
未収利息	91,419,696
前払費用	12,009,974
流動資産合計	6,231,122,481
資産合計	6,231,122,481
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	4,528,687,254
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	1,702,435,227
元本等合計	6,231,122,481
純資産合計	6,231,122,481
負債純資産合計	6,231,122,481

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 令和2年2月18日 至 令和2年8月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	令和2年8月17日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	4,898,614,586円
同期中追加設定元本額	101,825,588円
同期中一部解約元本額	471,752,920円
元本の内訳	
ファンド名	
世界債券ファンド	151,008,556円
MHAM新興国現地通貨建債券ファンド（ファンドラップ）	4,377,678,698円
計	4,528,687,254円
2. 受益権の総数	4,528,687,254口

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 令和2年2月18日 至 令和2年8月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	令和2年8月17日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	令和2年8月17日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	74,610,922
地方債証券	279,992
特殊債券	3,400,649
社債券	1,464,160
合計	72,394,441

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

	令和2年8月17日現在
1口当たり純資産額	1.3759円
(1万口当たり純資産額)	(13,759円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

令和2年8月17日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	インドネシア・ルピア	INDONESIA GOV'T 7.0 05/15/27	24,901,000,000.000	25,757,594,400.000	
		INDONESIA GOV'T 7.5 06/15/35	18,500,000,000.000	18,977,300,000.000	
		INDONESIA GOV'T 8.375 03/15/24	6,676,000,000.000	7,288,856,800.000	
		INDONESIA GOV'T 8.375 09/15/26	8,300,000,000.000	9,261,140,000.000	
		INDONESIA GOV'T 9.0 03/15/29	16,455,000,000.000	18,799,837,500.000	
	インドネシア・ルピア 小計		74,832,000,000.000 (546,273,600)	80,084,728,700.000 (584,618,520)	
	ウルグアイ・ペソ	REPUBLICA ORIENT URUGUAY 8.5 03/15/28	10,490,000.000	10,674,519.100	
	ウルグアイ・ペソ 小計		10,490,000.000 (26,329,900)	10,674,519.100 (26,793,043)	
	エジプト・ポンド	EGYPT TREASURY BILL 04/06/21	5,200,000.000	4,809,490.340	
	エジプト・ポンド 小計		5,200,000.000 (34,788,000)	4,809,490.340 (32,175,490)	
	ガーナ・セディ	GHANA GOVERNMENT BOND 16.5 02/06/23	1,815,000.000	1,759,866.570	
	ガーナ・セディ 小計		1,815,000.000 (33,613,800)	1,759,866.570 (32,592,729)	
	コロンビア・ペソ	TITULOS DE TESORERIA 10.0 07/24/24	810,000,000.000	995,761,917.000	
		TITULOS DE TESORERIA 6.25 11/26/25	2,100,000,000.000	2,295,616,260.000	
		TITULOS DE TESORERIA 7.25 10/18/34	2,700,000,000.000	2,879,075,880.000	
		TITULOS DE TESORERIA 7.5 08/26/26	3,290,000,000.000	3,792,960,724.000	
		TITULOS DE TESORERIA 7.75 09/18/30	952,000,000.000	1,091,475,711.200	
	コロンビア・ペソ 小計		9,852,000,000.000 (276,841,200)	11,054,890,492.200 (310,642,423)	
	タイ・パーツ	THAILAND 3.58 12/17/27	25,700,000.000	30,129,618.590	
		THAILAND 3.625 06/16/23	42,275,000.000	45,883,610.910	
		THAILAND 3.775 06/25/32	52,390,000.000	65,287,784.080	
	タイ・パーツ 小計		120,365,000.000 (411,648,300)	141,301,013.580 (483,249,466)	
	チェコ・コルナ	CZECH REPUBLIC 0.95 05/15/30	18,000,000.000	18,017,928.000	

	CZECH REPUBLIC 2.5 08/25/28	13,850,000.000	15,577,649.000	
チェコ・コルナ	小計	31,850,000.000 (154,154,000)	33,595,577.000 (162,602,593)	
チリ・ペソ	BONOS TESORERIA PESOS 4.7 09/01/30	345,000,000.000	413,430,750.000	
	BONOS TESORERIA PESOS 6.0 01/01/43	90,000,000.000	133,470,900.000	
	REPUBLIC OF CHILE 4.5 03/01/26	575,000,000.000	668,411,050.000	
チリ・ペソ	小計	1,010,000,000.000 (134,835,000)	1,215,312,700.000 (162,244,245)	
トルコ・リラ	TURKEY GOVERNMENT BOND 01/12/22	6,415,000.000	6,099,061.250	
	TURKEY GOVERNMENT BOND 06/14/23	3,190,000.000	3,347,905.000	
トルコ・リラ	小計	9,605,000.000 (138,984,350)	9,446,966.250 (136,697,602)	
ハンガリー・ フォリント	HUNGARY 3.0 08/21/30	170,000,000.000	181,880,195.000	
	HUNGARY 3.0 10/27/27	261,000,000.000	283,133,870.100	
	HUNGARY 7.0 06/24/22	62,360,000.000	69,790,194.000	
ハンガリー・フォリント	小計	493,360,000.000 (179,731,048)	534,804,259.100 (194,829,192)	
フィリピン・ペソ	PHILIPPINES 3.9 11/26/22	12,000,000.000	12,247,200.000	
フィリピン・ペソ	小計	12,000,000.000 (26,160,000)	12,247,200.000 (26,698,896)	
ブラジル・リアル	BRAZIL NTN 01/01/23	5,784,000.000	6,525,699.090	
	BRAZIL NTN 01/01/25	8,233,000.000	9,551,828.620	
	BRAZIL NTN 01/01/27	1,125,000.000	1,313,863.650	
	BRAZIL NTN 01/01/29	6,611,000.000	7,809,584.210	
	BRAZIL NTN 01/01/31	1,400,000.000	1,662,291.960	
	NOTA DO TESOURO NACIONAL 08/15/26	300,000.000	1,198,469.760	
	NOTA DO TESOURO NACIONAL 08/15/30	225,000.000	925,001.660	
ブラジル・リアル	小計	23,678,000.000 (465,035,920)	28,986,738.950 (569,299,553)	
ペルー・ソル	BONOS DE TESORERIA 5.35 08/12/40	795,000.000	804,265.800	
	BONOS DE TESORERIA 5.94 02/12/29	3,155,000.000	3,737,426.230	
	PERU 6.35 08/12/28	1,241,000.000	1,510,087.390	
ペルー・ソル	小計	5,191,000.000 (154,795,620)	6,051,779.420 (180,464,062)	
ポーランド・ズロチ	POLAND 2.25 10/25/24	1,515,000.000	1,624,849.460	
	POLAND 2.5 07/25/26	9,275,000.000	10,145,994.840	

	POLAND 4.0 10/25/23	9,035,000.000	10,100,497.550	
ポーランド・ズロチ 小計		19,825,000.000 (568,977,500)	21,871,341.850 (627,707,511)	
マレーシア・リングット	MALAYSIA 3.418 08/15/22	3,485,000.000	3,594,184.700	
	MALAYSIA 3.48 03/15/23	2,450,000.000	2,549,142.920	
	MALAYSIA 3.828 07/05/34	4,675,000.000	5,167,816.060	
	MALAYSIA 3.9 11/30/26	5,075,000.000	5,567,941.850	
マレーシア・リングット 小計		15,685,000.000 (399,026,400)	16,879,085.530 (429,403,936)	
メキシコ・ペソ	MEXICAN BONDS 10.0 11/20/36	20,414,900.000	27,841,228.170	
	MEXICAN BONDS 5.75 03/05/26	47,623,900.000	48,821,164.840	
	MEXICAN BONDS 8.0 11/07/47	6,300,000.000	7,189,245.000	
	MEXICAN BONDS 8.5 05/31/29	36,176,000.000	43,064,633.910	
	MEXICAN BONDS 8.5 11/18/38	7,897,500.000	9,530,624.020	
メキシコ・ペソ 小計		118,412,300.000 (574,299,655)	136,446,895.940 (661,767,445)	
ルーマニア・レイ	ROMANIA GOVERNMENT BOND 4.15 01/26/28	2,700,000.000	2,771,496.810	
	ROMANIA GOVERNMENT BOND 4.5 06/17/24	2,100,000.000	2,180,692.500	
	ROMANIA GOVERNMENT BOND 4.85 04/22/26	1,145,000.000	1,215,308.720	
	ROMANIA GOVERNMENT BOND 5.95 06/11/21	1,300,000.000	1,332,578.000	
ルーマニア・レイ 小計		7,245,000.000 (189,094,500)	7,500,076.030 (195,751,984)	
ロシア・ルーブル	RUSSIA GOVT BOND - OFZ 02/03/27	216,870,000.000	248,965,458.780	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ 04/10/30	23,000,000.000	25,881,842.500	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ 05/10/34	32,675,000.000	35,958,268.950	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ 08/16/23	36,495,000.000	38,903,670.000	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ 11/12/25	40,000,000.000	43,449,820.000	
ロシア・ルーブル 小計		349,040,000.000 (513,088,800)	393,159,060.230 (577,943,819)	
南アフリカ・ランド	SOUTH AFRICA 10.5 12/21/26	13,130,000.000	15,199,965.500	
	SOUTH AFRICA 6.25 03/31/36	10,345,000.000	6,885,431.300	
	SOUTH AFRICA 7.0 02/28/31	47,270,000.000	39,045,020.000	

		SOUTH AFRICA 8.875 02/28/35	23,335,000.000	20,020,277.930	
	南アフリカ・ランド 小計		94,080,000.000 (576,710,400)	81,150,694.730 (497,453,759)	
国債証券 合計			5,404,387,993 (5,404,387,993)	5,892,936,268 (5,892,936,268)	
地方債証券	コロンビア・ペ ソ	EMPRESAS PUBLIC MEDELLIN 8.375 11/08/27	1,110,000,000.000	1,175,396,871.000	
	コロンビア・ペソ 小計		1,110,000,000.000 (31,191,000)	1,175,396,871.000 (33,028,652)	
地方債証券 合計			31,191,000 (31,191,000)	33,028,652 (33,028,652)	
特殊債券	インドネシア・ ルピア	JASA MARGA (PERSERO) 7.5 12/11/20	4,800,000,000.000	4,641,487,152.000	
		PT WIJAYA KARYA 7.7 01/31/21	4,100,000,000.000	3,732,981,735.000	
	インドネシア・ルピア 小計		8,900,000,000.000 (64,970,000)	8,374,468,887.000 (61,133,623)	
特殊債券 合計			64,970,000 (64,970,000)	61,133,623 (61,133,623)	
社債券	コロンビア・ペ ソ	EMGESA SA ESP 8.75 01/25/21	1,460,000,000.000	1,489,780,204.000	
	コロンビア・ペソ 小計		1,460,000,000.000 (41,026,000)	1,489,780,204.000 (41,862,824)	
	メキシコ・ペソ	AMERICA MOVIL SAB DE CV 6.45 12/05/22	8,800,000.000	8,960,600.000	
		AMERICA MOVIL SAB DE CV 8.46 12/18/36	3,000,000.000	3,142,020.000	
	メキシコ・ペソ 小計		11,800,000.000 (57,230,000)	12,102,620.000 (58,697,707)	
社債券 合計			98,256,000 (98,256,000)	100,560,531 (100,560,531)	
合計				6,087,659,074 (6,087,659,074)	

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

## 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
インドネシア・ルピア	国債証券	5銘柄	9.38
	特殊債券	2銘柄	0.98
ウルグアイ・ペソ	国債証券	1銘柄	0.43
エジプト・ポンド	国債証券	1銘柄	0.52
ガーナ・セディ	国債証券	1銘柄	0.52
コロンビア・ペソ	国債証券	5銘柄	4.99
	地方債証券	1銘柄	0.53
	社債券	1銘柄	0.67
タイ・バーツ	国債証券	3銘柄	7.76
チェコ・コルナ	国債証券	2銘柄	2.61
チリ・ペソ	国債証券	3銘柄	2.60
トルコ・リラ	国債証券	2銘柄	2.19
ハンガリー・フォリント	国債証券	3銘柄	3.13
フィリピン・ペソ	国債証券	1銘柄	0.43
ブラジル・レアル	国債証券	7銘柄	9.14
ペルー・ソル	国債証券	3銘柄	2.90
ポーランド・ズロチ	国債証券	3銘柄	10.07
マレーシア・リンギット	国債証券	4銘柄	6.89
メキシコ・ペソ	国債証券	5銘柄	10.62
	社債券	2銘柄	0.94
ルーマニア・レイ	国債証券	4銘柄	3.14
ロシア・ルーブル	国債証券	5銘柄	9.28
南アフリカ・ランド	国債証券	4銘柄	7.98

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

令和2年8月31日現在

資産総額	728,330,462円
負債総額	402,351円
純資産総額( - )	727,928,111円
発行済数量	894,582,945口
1口当たり純資産額( / )	0.8137円

(参考)

## 先進国投資適格債券マザーファンド

令和2年8月31日現在

資産総額	507,605,804円
負債総額	4,750,792円
純資産総額( - )	502,855,012円
発行済数量	294,477,921口
1口当たり純資産額( / )	1.7076円

## 新興国現地通貨建債券マザーファンド

令和2年8月31日現在

資産総額	6,191,156,018円
負債総額	0円
純資産総額( - )	6,191,156,018円
発行済数量	4,528,687,254口
1口当たり純資産額( / )	1.3671円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

### (3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。



(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（2020年8月31日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)
種類株式の発行が可能	

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構（2020年8月31日現在）

###### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

###### 投資運用の意思決定機構

###### 1. 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2020年8月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,233,048,725,219
追加型株式投資信託	859	14,042,319,951,738
単位型公社債投資信託	36	91,165,290,214
単位型株式投資信託	193	1,256,166,938,083
合計	1,114	16,622,700,905,254

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第35期事業年度（自2019年4月1日至2020年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	41,087,475	32,932,013
金銭の信託	18,773,228	28,548,165
有価証券	153,518	996
未収委託者報酬	12,438,085	11,487,393
未収運用受託報酬	3,295,109	4,674,225
未収投資助言報酬	327,064	331,543
未収収益	56,925	11,674
前払費用	573,874	480,129
その他	491,914	2,815,351
流動資産計	77,197,195	81,281,494
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,461,316	1,278,455
建物	1 1,096,916	1 1,006,793
器具備品	1 364,399	1 270,768
建設仮勘定	-	894
無形固定資産		
ソフトウェア	2,411,540	3,524,781
ソフトウェア仮勘定	885,545	3,299,065
ソフトウェア仮勘定	1,522,040	221,784
電話加入権	3,931	3,931
電信電話専用施設利用権	23	-
投資その他の資産		
投資有価証券	9,269,808	9,482,127
関係会社株式	1,611,931	261,361
長期差入保証金	4,499,196	5,299,196
繰延税金資産	1,312,328	1,302,402
繰延税金資産	1,748,459	2,508,004
その他	97,892	111,162
固定資産計	13,142,665	14,285,364
資産合計	90,339,861	95,566,859

(単位:千円)

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	2,183,889	3,702,906
未払金	5,697,942	4,803,140
未払収益分配金	1,053	966
未払償還金	48,968	9,999
未払手数料	4,883,723	4,582,140
その他未払金	764,196	210,034
未払費用	6,724,986	6,673,320
未払法人税等	3,341,238	4,090,268
未払消費税等	576,632	1,338,183
賞与引当金	1,344,466	1,373,328
役員賞与引当金	48,609	65,290
流動負債計	19,917,766	22,046,438
固定負債		
退職給付引当金	1,895,158	2,118,947
時効後支払損引当金	177,851	174,139
固定負債計	2,073,009	2,293,087
負債合計	21,990,776	24,339,526
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	19,552,957	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479
利益剰余金	45,949,372	49,674,383
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	45,826,079	49,551,090
別途積立金	31,680,000	31,680,000
繰越利益剰余金	14,146,079	17,871,090
株主資本計	67,502,329	71,227,341
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	846,755	7
評価・換算差額等計	846,755	7
純資産合計	68,349,085	71,227,333
負債・純資産合計	90,339,861	95,566,859

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	84,812,585		84,426,075	
運用受託報酬	16,483,356		16,912,305	
投資助言報酬	1,235,553		1,208,954	
その他営業収益	113,622		68,156	
営業収益計		102,645,117		102,615,492
営業費用				
支払手数料	36,100,556		34,980,736	
広告宣伝費	387,028		340,791	
公告費	375		375	
調査費	24,389,003		25,132,268	
調査費	9,956,757		10,586,542	
委託調査費	14,432,246		14,545,725	
委託計算費	936,075		698,723	
営業雑経費	1,254,114		990,002	
通信費	47,007		44,209	
印刷費	978,185		738,330	
協会費	63,558		71,386	
諸会費	22,877		22,790	
支払販売手数料	142,485		113,286	
営業費用計		63,067,153		62,142,897
一般管理費				
給料	10,859,354		10,817,861	
役員報酬	189,198		174,795	
給料・手当	9,098,957		9,087,800	
賞与	1,571,197		1,555,264	
交際費	60,115		40,436	
寄付金	7,255		8,906	
旅費交通費	361,479		320,037	
租税公課	588,172		651,265	
不動産賃借料	1,511,876		1,479,503	
退職給付費用	521,184		505,189	
固定資産減価償却費	590,667		882,526	
福利厚生費	45,292		44,352	
修繕費	16,247		1,843	
賞与引当金繰入額	1,344,466		1,373,328	
役員賞与引当金繰入額	48,609		65,290	
機器リース料	130		233	
事務委託費	3,302,806		3,625,424	
事務用消耗品費	131,074		104,627	
器具備品費	8,112		1,620	
諸経費	188,367		197,094	
一般管理費計		19,585,212		20,119,543
営業利益		19,992,752		20,353,050

(単位:千円)

	第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
営業外収益				
受取利息	1,749		4,440	
受取配当金	73,517		11,185	
時効成立分配金・償還金	8,582		49,164	
投資信託償還益	-		5,528	
受取負担金	177,066		297,886	
雑収入	24,919		7,394	
時効後支払損引当金戻入額	19,797		3,473	
営業外収益計		305,633		379,073
営業外費用				
為替差損	17,542		19,750	
投資信託償還損	-		1	
金銭の信託運用損	175,164		169,505	
システム解約料	-		31,680	
雑損失	5,659		104	
営業外費用計		198,365		221,042
経常利益		20,100,019		20,511,082
特別利益				
投資有価証券売却益	353,644		1,169,758	
特別利益計		353,644		1,169,758
特別損失				
固定資産除却損	1 19,121		1 16,085	
特別損失計		19,121		16,085
税引前当期純利益		20,434,543		21,664,754
法人税、住民税及び事業税		6,386,793		7,045,579
法人税等調整額		71,767		385,835
法人税等合計		6,315,026		6,659,743
当期純利益		14,119,516		15,005,011



## (3)【株主資本等変動計算書】

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562
当期変動額									
剰余金の配当									12,520,000
当期純利益									14,119,516
別途積立金の積立						7,100,000			
研究開発積立金の取崩							300,000		
運用責任準備積立金の取崩								200,000	
繰越利益剰余金の取崩									6,600,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	7,100,000	300,000	200,000	5,000,483
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	-	-	14,146,079

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815
当期変動額					
剰余金の配当	12,520,000	12,520,000			12,520,000
当期純利益	14,119,516	14,119,516			14,119,516
別途積立金の積立	7,100,000	7,100,000			7,100,000
研究開発積立金の取崩	300,000	300,000			300,000
運用責任準備積立金の取崩	200,000	200,000			200,000
繰越利益剰余金の取崩	6,600,000	6,600,000			6,600,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			-	51,753	51,753
当期変動額合計	1,599,516	1,599,516	51,753	51,753	1,651,270
当期末残高	45,949,372	67,502,329	846,755	846,755	68,349,085

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	14,146,079	45,949,372	67,502,329
当期変動額									
剰余金の配当							11,280,000	11,280,000	11,280,000
当期純利益							15,005,011	15,005,011	15,005,011
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)									-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,725,011	3,725,011	3,725,011
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	17,871,090	49,674,383	71,227,341

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	846,755	846,755	68,349,085
当期変動額			
剰余金の配当			11,280,000
当期純利益			15,005,011
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	846,763	846,763	846,763
当期変動額合計	846,763	846,763	2,878,247
当期末残高	7	7	71,227,333

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法</p>
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

**注記事項**

(貸借対照表関係)

## 1. 有形固定資産の減価償却累計額

(千円)

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
建物	229,897	320,020
器具備品	927,688	949,984

(損益計算書関係)

## 1. 固定資産除却損の内訳

(千円)

	第34期 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	第35期 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
建物	1,550	-
器具備品	439	9,609
ソフトウエア	17,130	6,475

(株主資本等変動計算書関係)

第34期(自2018年4月1日至2019年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	12,520,000	313,000	2018年3月31日	2018年6月21日
	A種種類 株式				

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種 類株式					

## 第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
2020年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月17日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	12,000,000	300,000	2020年3月31日	2020年6月18日
	A種種 類株式					

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定してあります。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されてあります。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されてあります。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2)参照)。

第34期(2019年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	41,087,475	41,087,475	-
(2) 金銭の信託	18,773,228	18,773,228	-
(3) 未収委託者報酬	12,438,085	12,438,085	-
(4) 未収運用受託報酬	3,295,109	3,295,109	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	1,488,684	1,488,684	-
資産計	77,082,582	77,082,582	-
(1) 未払手数料	4,883,723	4,883,723	-
負債計	4,883,723	4,883,723	-

第35期(2020年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	32,932,013	32,932,013	-
(2) 金銭の信託	28,548,165	28,548,165	-
(3) 未収委託者報酬	11,487,393	11,487,393	-
(4) 未収運用受託報酬	4,674,225	4,674,225	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	2,988	2,988	-
資産計	77,644,787	77,644,787	-
(1) 未払手数料	4,582,140	4,582,140	-
負債計	4,582,140	4,582,140	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

## 負債

## (1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
非上場株式	276,764	259,369
関係会社株式	4,499,196	5,299,196

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

## 第34期(2019年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	41,087,475	-	-	-
(2) 金銭の信託	18,773,228	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	12,438,085	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	3,295,109	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	153,518	1,995	996	-

## 第35期(2020年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	32,932,013	-	-	-
(2) 金銭の信託	28,548,165	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	11,487,393	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	4,674,225	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	996	994	997	-



## (有価証券関係)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(第34期の貸借対照表計上額4,499,196千円、第35期の貸借対照表計上額5,299,196千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

## 2. その他有価証券

第34期(2019年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,326,372	111,223	1,215,148
投資信託	158,321	153,000	5,321
小計	1,484,694	264,223	1,220,470
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	3,990	4,000	9
小計	3,990	4,000	9
合計	1,488,684	268,223	1,220,460

(注)非上場株式(貸借対照表計上額276,764千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第35期(2020年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
投資信託	-	-	-
小計			
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	2,988	3,000	11
小計	2,988	3,000	11
合計	2,988	3,000	11

(注)非上場株式(貸借対照表計上額259,369千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

## 第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	394,222	353,644	-
投資信託	-	-	-

## 第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	1,298,377	1,169,758	-
投資信託	159,526	5,528	1

(注) 投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、償還によるものであります。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,154,607	2,289,044
勤務費用	300,245	302,546
利息費用	1,918	2,087
数理計算上の差異の発生額	10,147	18,448
退職給付の支払額	158,018	187,749
その他	438	1,476
退職給付債務の期末残高	2,289,044	2,422,901

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,289,044	2,422,901
未積立退職給付債務	2,289,044	2,422,901
未認識数理計算上の差異	150,568	130,155
未認識過去勤務費用	243,317	173,798
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,895,158	2,118,947
退職給付引当金	1,895,158	2,118,947
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,895,158	2,118,947

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(千円)

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	300,245	302,546
利息費用	1,918	2,087
数理計算上の差異の費用処理額	43,920	38,861
過去勤務費用の費用処理額	69,519	69,519
その他	3,640	11,303
確定給付制度に係る退職給付費用	411,963	401,711

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

## 主要な数理計算上の計算基礎

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00% ~ 4.42%	1.00% ~ 4.42%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度104,720千円、当事業年度103,477千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

	第34期	第35期
	(2019年3月31日現在)	(2020年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	173,805	221,053
未払事業所税	10,915	10,778
賞与引当金	411,675	420,513
未払法定福利費	80,253	78,439
未払給与	7,961	10,410
受取負担金	138,994	47,781
運用受託報酬	102,490	331,395
資産除去債務	10,152	14,116
減価償却超過額(一括償却資産)	4,569	50,942
減価償却超過額	125,839	82,684
繰延資産償却超過額(税法上)	135,542	323,132
退職給付引当金	580,297	648,821
時効後支払損引当金	54,458	53,321
ゴルフ会員権評価損	7,360	7,360
関係会社株式評価損	166,740	166,740
投資有価証券評価損	28,976	28,976
その他	29,494	11,532
その他有価証券評価差額金	-	3
繰延税金資産小計	2,069,527	2,508,004
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	2,069,527	2,508,004
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	321,067	-
繰延税金負債合計	321,067	-
繰延税金資産の純額	1,748,459	2,508,004

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳  
 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

## （企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

## 1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

## 2. 企業結合日

2016年10月1日

## 3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

## 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

## 5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

## 6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM （存続会社）	MHAM （消滅会社）
合併比率（*）	1	0.0154

（\*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

## 7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種類株式15,510株を交付しました。

## 8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

## 9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

## 10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

## 11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

## (1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212,500千円
取得原価		144,212,500千円

## (2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224,837千円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。	
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却	

## (3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451,657千円
	うち現金・預金	11,605,537千円
	うち金銭の信託	11,792,364千円
b. 負債の額	負債合計	9,256,209千円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539,592千円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

## (4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030,000千円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030,000千円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

## 12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

## (1) 貸借対照表項目

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
流動資産	- 千円	- 千円
固定資産	104,326,078千円	94,605,736千円
資産合計	104,326,078千円	94,605,736千円
流動負債	- 千円	- 千円
固定負債	10,571,428千円	8,278,713千円
負債合計	10,571,428千円	8,278,713千円
純資産	93,754,650千円	86,327,023千円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	66,696,733千円	62,885,491千円
顧客関連資産	39,959,586千円	34,810,031千円

## (2) 損益計算書項目

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
営業収益	- 千円	- 千円
営業利益	9,043,138千円	8,954,439千円
経常利益	9,043,138千円	8,954,439千円
税引前当期純利益	9,091,728千円	9,111,312千円
当期純利益	7,489,721千円	7,536,465千円
1株当たり当期純利益	187,243円04銭	188,411円64銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811,241千円	3,811,241千円
顧客関連資産の償却額	5,241,252千円	5,149,555千円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)及び第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。



## ( 関連当事者情報 )

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 親会社及び法人主要株主等

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当はありません。

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当はありません。

## (2) 子会社及び関連会社等

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当はありません。

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当はありません。

## (3) 兄弟会社等

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業 上 の関 係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	6,048,352	未払 手数料	915,980
								子会社株式 の取得	1,270,000	-	-
子 会 社	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	10,215,017	未払 手数料	1,670,194

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業 上 の関 係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	5,793,912	未払 手数料	1,112,061
								子会社株式 の取得	10,294,840	未払 手数料	1,231,431
子 会 社	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	10,294,840	未払 手数料	1,231,431

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 子会社株式の取得は、独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しております。

(注3) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ  
(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

## (1株当たり情報)

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	1,708,727円13銭	1,780,683円32銭
1株当たり当期純利益金額	352,987円92銭	375,125円27銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
当期純利益金額	14,119,516千円	15,005,011千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	14,119,516千円	15,005,011千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名称	みずほ信託銀行株式会社
資本金の額	247,369百万円（2020年3月末日現在）
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
株式会社みずほ銀行（ ）	1,404,065	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社SBI証券	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	7,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
マネックス証券株式会社	12,200	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

（注）資本金の額は2020年3月末日現在

（ ）新規の取得のお申込みのお取扱いを行っておりません。

#### (3) 投資顧問会社

名称	ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー
資本金の額	113,231千米ドル（2019年12月末日現在）
事業の内容	米国において投資顧問業および投資信託業務を行っています。

「新興国現地通貨建債券マザーファンド」において、その委託を受けた運用の指図に関する権限の一部（債券等の取引執行の一部）を、子会社であるルーミス・セイレス・インベストメンツ・アジア・ピー・ティー・イー・リミテッドに再委託します。

### 2【関係業務の概要】

#### (1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

#### (2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

#### (3) 投資顧問会社

当ファンドが主要投資対象とする「先進国投資適格債券マザーファンド」および「新興国現地通貨建債券マザーファンド」において、委託会社から運用の指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）の委託を受け、信託財産の運用の指図を行います。

### 3【資本関係】

該当事項はありません。

持株比率5%以上を記載します。

### 第3【その他】

(1)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。また、以下の内容を記載することがあります。

- ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
- ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
- ・詳細情報の入手方法  
委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など  
請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
- ・目論見書の使用開始日
- ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。  
届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法  
届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- ・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載

(2)有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に記載することがあります。

(3)投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。

(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

(6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

アセットマネジメントOne株式会社  
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山野 浩 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬 印

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。



## 独立監査人の監査報告書

令和2年10月1日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丘本正彦 印  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界債券ファンドの令和2年2月18日から令和2年8月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界債券ファンドの令和2年8月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。